

平成22年第2回与論町議会定例会会議録

目 次

第1日（6月15日）

1 開 会	5
1 日程第1 会議録署名議員の指名	5
1 日程第2 会期の決定	5
1 日程第3 諸般の報告	5
1 日程第4 一般質問	6
川村 武俊君	6
喜山 康三君	18
林 隆寿君	35
1 日程第5 議案第23号	46
1 日程第6 議案第24号	48
1 日程第7 議案第25号	50
1 日程第8 議案第26号	54
1 日程第9 議案第27号	68
1 日程第10 議案第28号	69
1 日程第11 議案第29号	70
1 日程第12 議案第30号	71
1 日程第13 同意第 1号	72

第2日（6月21日）

1 日程第1 所管事務調査報告 (総務厚生常任委員長、文教経済常任委員長)	79
1 日程第2 陳情第11号	86
1 日程第3 陳情第 8号	87
1 日程第4 陳情第 9号	87
1 日程第5 陳情第10号	87
1 日程第6 陳情第12号	87
1 日程第7 発議第 6号	89
1 日程第8 委員会の閉会中の継続審査・調査申出について	91

1 閉 会..... 91

平成22年6月 第2回与論町議会定例会会期日程

月	日	曜日	議会日程
6	15	火	本会議【開会】一般質問・議案審議 ・常任委員会(総務厚生・文教経済)
	16	水	常任委員会(総務厚生)
	17	木	予備日(議事整備日)
	18	金	委員会(議員定数等調査特別)
	19	土	
	20	日	
	21	月	最終本会議

平成 22 年第 2 回与論町議会定例会

第 1 日

平成 22 年 6 月 15 日

平成22年第2回与論町議会定例会会議録
平成22年6月15日（火曜日）午前9時18分開会

1 議事日程（第1号）

開会の宣告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 一般質問

第5 議案第23号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第6 議案第24号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第7 議案第25号 与論町火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第8 議案第26号 平成22年度与論町一般会計補正予算（第2号）

第9 議案第27号 平成22年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

第10 議案第28号 平成22年度与論町老人保健特別会計補正予算（第1号）

第11 議案第29号 平成22年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）

第12 議案第30号 平成22年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

第13 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

2 出席議員（11人）

1番 川村武俊君 2番 林 隆寿君

3番 供利泰伸君 5番 喜山康三君

6番 本畠敏雄君 7番 坂元克英君

8番 喜村政吉君 9番 野口靖夫君

10番 麓才良君 11番 大田英勝君

12番 町田末吉君

3 欠席議員（1人）

欠員（0人）

4番 福地元一郎君

4 地方自治法第121条による出席者(13人)

町長	南政吾君	教育長	田中國重君
総務企画課長	元井勝彦君	会計課長	佐多悦郎君
税務課長	猿渡ケイ子君	町民福祉課長	沖野一雄君
環境課長	港沢勝君	産業振興課長	鬼塚寿文君
商工観光課長	久留満博君	建設課長	高田豊繁君
教委事務局長	野田俊成君	水道課長	池田直也君
那間こども園長	高田りえ子君		

5 議会事務局職員出席者(2人)

事務局長	川畑義谷君	係長	朝岡芳正君
------	-------	----	-------

開会 午前9時18分

-----○-----

○議長（町田末吉君） おはようございます。福地議員がインフルエンザのために欠席しておりますので、御了承ください。開会に先立ちまして、去る5月19日、第53回奄美群島市町村議会議員大会において、10年以上の議員として自治功労された方々に表彰がありました。本議会からも大田副議長、坂元議員、本畠議員、喜山議員、福地議員、供利議員、町田の計7人が表彰されましたので、職員の皆さんに御報告申し上げ、心から祝福を申し上げたいと思います。おめでとうございます。

[「ありがとうございます」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） ただいまから平成22年第2回与論町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（町田末吉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、2番林隆寿君、7番坂元克英君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（町田末吉君） 日程第2、会期決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月21日までの7日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月21日までの7日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（町田末吉君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項については、印刷して配付してありますが、その概要については、事務局長に朗読させます。

なお、本会議に提出されました陳情につきましては、請願・陳情文書表のとおり関係常任委員会で審査をお願いします。

事務局長。

○事務局長（川畠義谷君） 諸般の報告をいたします。

町長から平成21年度与論町繰越明許費繰越計算書及び平成21年度与論町事故繰越し繰越計算書の提出並びに辺地総合整備計画の変更に係る専決処分の報告があり、また町監査委員から平成21年度財政援助団体等に対する再監査の結果報告及び平成21年4月分の例月現金出納検査結果報告書が提出されていますが、その写し（出納検査結果報告書については一部の写し）を配布しておりますので、お目通しください。

次に、平成22年第1回定例会において採択されました「改正貸金業法の完全施行等を求める意見書」、「『ヒロシマ・ナガサキ議定書』のNPT再検討会議での採択に向けた取組を求める意見書」及び「平成22年度離島振興事業の推進に関する意見書」については、それぞれ内閣総理大臣ほか関係機関の長に提出しております。

なお、閉会中における町外での会議・活動等の状況は、次のとおりであります。

また、議会だよりにつきましては、3月の定例会の内容を特集した「よろんちよう議会だより第95号」を全世帯及び関係機関等に印刷配布しておりますが、編集作業に当たった広報委員をはじめ、御協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議長（町田末吉君） これで、諸般の報告は終わります。

-----○-----

日程第4 一般質問

○議長（町田末吉君） 日程第4、一般質問を行います。

順番に、発言を許します。

1番、川村武俊君。 1番。

○1番（川村武俊君） おはようございます。

[「おはようございます」と呼ぶ者あり]

○1番（川村武俊君） 日本共産党の川村武俊です。

まず初めに、28日に閉幕した核不拡散条約、NPT再検討会議は、最終文書に2000年の合意である核保有国による核廃絶への明確な約束を再確認したのをはじめ、核兵器の削減、廃絶に向けての幾つかの貴重な歴史的合意が果たされました。特に、最終文書で、「本会議は、核兵器のない世界の達成に関する諸政府や市民社会からの新しい提案及びイニシアティブに注目する」と指摘したことは重要であります。この会議の中で言われている市民社会とは、反核平和運動を指す言葉であり、その提案とは本町において島ぐるみで取り組み・参加したNPTに向けた国際署名に象徴される核兵器廃絶のための国際交渉の開始であります。この島ぐるみ

で進められた国際署名の取組は、メディアを通じて全国に発信され多くの共感と連帶得ました。その1つを紹介します。

「鹿児島県の与論島が、島ぐるみで核兵器廃絶を求める国際署名に取り組んでいる記事を特別の感動を持って読ませていただきました。3年前、私が受け持った子どもたちが、社会科の『飲み水の研究』で、大きな川のない与論島に注目し、『どうやって飲み水を確保しているのですか?』という手紙を与論町役場に出しました。数日たって、与論町の町長さんや水道課の皆さんから、普段から地下水を大切にしてきた歴史や、海水を飲み水に変える電気透析装置などの設備も開発していることなどの返信がありました。

しかも、名産のガジャ豆や黒糖や観光パンフレットも送ってもらいました。『新婚旅行等では是非与論島に来てください。この返信を持参すれば、特別来賓としてお迎えしますよ』という町長さんからの暖かい返事もいただき、『さすがは真珠の島!』と大感激したものでした。

子どもに優しい人々は、命を守り、平和への願いも大切にするということを実感した記事でした。あの子たちは、この4月、中学校に入学し励んでいます。」。以上は、秋田県の52歳の教員が、新聞紙上に投稿し掲載された記事であります。

それでは、2010年第2回定例会において、先般の通告書に基づき質問いたします。

口蹄疫についてですが、4月20日に確認された宮崎県における口蹄疫はその後被害を広げ、5月30日現在累計で238農場、殺処分対象は16万3,492頭に及ぶ戦後最大の畜産被害となっております。本町ではどのような防疫対策を講じているか、お伺いいたします。

2つ目は、口蹄疫の影響により5月競りは延期となり、6月も行われず、7月以降についても検討中となるなど、長期化が懸念されております。これに伴って、仔牛の販売収入が断たれ、飼養の負担が経営を圧迫している一方で、出荷適齢期を過ぎた仔牛の販売価格の低落が想定される生産農家に対する経済的な支援策を、どう講じていくお考えであるか、お伺いいたします。

3つ目は、将来の畜産振興のために自家保留対策として、県内優良牛の精液の助成支援を行う考えはないか、お伺いいたします。

4つ目は、医療についてですが、子宮頸がんはワクチン接種によって予防することができる新生物の1つであります。昨今子宮頸がんのワクチン接種の助成を行っている自治体が増えていますが、本町においてもワクチン接種の周知及び助成を行う考えはないか、お伺いいたします。

5つ目は、犬の飼育指導についてですが、犬の放し飼いによって噛みつかれるな

どの被害や苦情が寄せられておりますが、愛犬家に対する飼育指導はどのように行っているか、お伺いいたします。

6つ目は、平成20年度末で465頭の犬が登録されておりますが、このうち狂犬病の予防接種を受けているのは261頭です。低い接種率を改めるためにどのような対策を講じているか、お伺いいたします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。先ほど議長さんから御紹介がございました、第53回議員大会において表彰をお受けになられた7の方々に心から敬意を表します。おめでとうございます。

それでは、ただいまの御質問にお答え申し上げます。まず最初に、1つ目の質問にお答え申し上げます。

鹿児島県における4月27日の知事を本部長とする「鹿児島県口蹄疫対策本部」設置を受け、本町でも4月28日に家畜保健衛生所与論町駐在員、遠矢さんでございますが、を本部長とする「与論島口蹄疫現地対策本部」を設置しております。同日に、町、農協、家畜保健所、畜産農家代表等が集まり、緊急防疫対策会議を開催し、口蹄疫防疫対策に関する公報、放送の実施、町農協、家畜保健所で消毒班を編成し、直ちに空港及び港での消毒の実施、畜産農家への消毒用薬剤の配布を決定し、本格的に防疫対策を実施しております。

5月13日には、町、農協、家畜保健所、農業共済、和牛改良組合、人工受精師、削蹄師が集まり、与論町口蹄疫侵入防止対策会議を開催し、現状報告や農協、共済組合の経済支援の内容説明及び県の専決予算の内容説明と今後の対応について協議がなされ、危機管理マニュアルに即応できる体制づくり、購入粗飼料、肥料等に対する検疫強化、港、空港の消毒の継続を確認しております。

5月24日から26日にかけては、町、農協、家畜保健所、農業共済、和牛改良組合、人工受精師により、民間種雄牛の避難受入れについて協議し、5月27日に畜産農家全体を集め、口蹄疫の現状説明と防疫対策の啓発及び民間種雄牛の受入れについて説明会を行っております。

これらのはかに、共済組合により、消石灰の配布も行われており、終息宣言まで防疫対策は継続してまいりますが、今後は、自分の牛は自分で守るという自衛防疫の徹底について、農家の意識啓発を図ってまいります。

次に、2つ目の質問にお答え申し上げます。

鹿児島県の一部の区域にかかる移動制限や搬出制限は6月4日に解除され、一部の地域では家畜の移動も始まっていますが、宮崎県での防疫対策が進まず、本県の競り市開催の見通しは立っておりません。このような中、JAあまみ与

論事業本部は5月出荷予定牛に対し、口蹄疫対策緊急支援資金の貸付けを実施し、競り市延期に伴う飼料の無償提供も行っております。

それから県農業共済は、家畜共済掛金の支払猶予期間の延長を決めております。県の支援対策としては、県税の納税猶予や口蹄疫の影響を受けた農家に対し、営農経費等の運転資金を融資する資金が措置されております。本町といたしましては、防疫対策の費用計上とあわせて、農家の経営安定対策として、5月競り市出荷予定子牛に対し、1頭当たり2万円の助成を本議会の補正予算に計上したところであります。少ない金額ではありますが、飼料代や削蹄の費用に充ててもらえば幸いです。

なお、JAの資金貸付けに対する利子補給につきましては、件数や金額等の確定後に9月補正で対応してまいります。競り価格低落対策といたしましては、平成21年度で切れました価格補償事業が名称を変えて創設されるとのことでありますので、それらの方で対応していただけるものと思っております。

次に、3つ目の質問にお答えいたします。

畜産振興のための補助金といたしましては、昨年度から新たに飼料作物種子購入に助成を行い、また本年度からは優良もと牛導入にも支援をしているところであります。御質問の自家保留対策としての精液への助成支援につきましては、県有牛の精液の活用とあわせて民間優良牛の精液への助成を検討しながら、畜産農家の負担軽減に努めてまいりたいと思っております。

次に、4つ目の質問にお答えします。

女性特有のがんの中で、乳がんに次いで多いのが、子宮頸がんといわれております。この子宮頸がんの予防ワクチンにつきましては、発がん性HPV（ヒトパピローマウイルス）の中でも、特に子宮頸がんの原因の約7割を占めるHPV16型と18型の感染を防ぐ効果が高いとされているものです。

日本では昨年の10月にワクチン接種が承認され、同年12月下旬から全国の医療機関で接種ができるようになりました。このワクチンは概ね小学高学年から中学生までの女子に接種し、予防効果を上げようということで、本年度当初から公費助成を決定した自治体数が全国で8自治体、3月時点でございますが、さらに先月末の調査では、今後実施予定の自治体を含めますと、30余りに増えているとの情報を得ているところです。

ワクチン接種による有効期限は最長で6年ないしは20年と言われ、予防効果が約70%に高まるとされる一方、半年間で3回の接種が必要なことや費用が5万円から6万円と高額であることなどから、専門家会議等におきましては、国費助成を基本にすべきとの声も上がっているようです。本町におきましては、今後とも予防

対策の柱である子宮頸がん検診の受診率向上に一層努めていくことはもとより、御提案のワクチン接種について周知啓発を図りつつ、国・県の動向や町財政等をかんがみながら、助成について現在検討を行っているところでございます。

次に、5つ目の質問にお答え申し上げます。

犬を飼うのに愛情はもちろんですが、ただ単にかわいいという気持ちだけでは生き物は飼えません。犬の生態や習性を理解し、最後まで責任を持って飼えるか考える必要があります。動物愛護管理法でも、犬の所有者等は柵等で囲まれた自己の所有地、屋内、その他人の生命、身体及び財産に危害を加え、並びに人に迷惑を及ぼすことのない場所において飼養及び保管する場合を除き、犬の放し飼いは禁止されております。定時放送や週報を通じ、犬をつないで飼うよう呼び掛けているところであります。

また、飼養管理が行き届いていない愛犬家に対しては、個別に保健所と一緒に、飼養の方法について指導を行っております。

次に、6つ目の質問にお答え申し上げます。

狂犬病予防法により、生後91日以上の犬には登録と狂犬病予防注射が義務付けられております。御承知のとおり狂犬病は、人をはじめすべての哺乳類及び鳥類に感染します。一度発病してしまうと治療法がありません。そのため、予防が極めて重要になっております。近年国内においては、狂犬病の発生はありませんが、中国やインドネシアなどのアジア諸国での発生は多く、国においては、検疫所において水際防止に努めていますが、いつ狂犬病が侵入するか予断を許さない状況にあります。

のことから、定時放送や週報を通じて、狂犬病予防接種を呼び掛けているところです。今後、なお一層、狂犬病の恐ろしさと予防注射の大切さを周知していきたいと思っております。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 宮崎県で感染した口蹄疫の拡大は、国の危機管理が不十分であったということが指摘されているもので、今回の宮崎市あるいは都城市への感染拡大は感染家畜を3週間も放置していた。この口蹄疫のウィルスが、3週間以内に培養するような状態になって、それが原因だと言われております。

本町の防疫対策管理者としては本当に大変な御苦労をなさっていることと察しております。口蹄疫の予防対策については、口蹄疫に関する正しい知識を畜産農家だけではなく、一般の方にも周知することが大切だと指摘されていますが、本町としてはどのような取組をされているか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 口蹄疫の恐ろしさというのは、既にマスコミ等で周知のことではあります。与論町といたしましては、まずは私ども役場職員が中心になって、いろいろ点から地域に対する啓蒙をしていこうということで、朝礼ごとにそのお願いをしてきているところです。

御承知のように、まだ鹿児島県には入っていないわけで、鹿児島県の対応というのが非常にスピーディーになされたと思っています。先日、農業関係の会合がございまして、農政部長のところにも伺ったわけですが、命がけで口蹄疫から畜産業を守っていくと、発生したところから出るのを防いでもらうということではなく、自分の周りは自ら守るんだという思いで徹底してその対策をしていっている。

また、離島においては遠いから大丈夫ということではなく、何を媒介して感染するかはっきり分かっていないので、いろいろな点で協力や注意をお願いすると言われば、私ども関係者はもちろんありますが、一般町民へもいろいろな方法で呼び掛けてまいりたいと。まずは職員が中心になって、地域で啓蒙してもらうようについて、今依頼しているところです。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 鹿児島県では、口蹄疫緊急対策事業というのを規で予算に組んでいますが、この中には、市町村で自主的にまん延防止のために車両消毒を実施した場合には、助成するということが盛り込まれております。これを活用した取組というのはなされているのでしょうか。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） ただいまのところ、それを活用した対策は講じておりません。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 1箇所につき125万円は助成できるという制度になっておりますので、是非活用、たとえば港とかでそういったのが活用できればしていただきたいと思っております。

それと、今後防疫対策を万全に行うためにも、対策マニュアルを作成することが必要だと思います。こちらの方でも、御答弁にありましたように危機管理マニュアルづくりを進めるとおっしゃっておりますが、予防防疫の在り方、そして今問題になっているのは、万が一口蹄疫にかかった場合の殺処分についての埋設用地の確保等、こういったことが今宮崎の方では問題になっております。また、迅速に対応していくためにも異常を発見したときの連絡網の整備とかそういうことが必要になってくると思いますが、この辺りのことについて、マニュアル作成に当たっての御見解をお願いします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 口蹄疫の死亡牛の処分は、豚もそうですが、については、その場所は持ち主の土地がまず第一候補の土地になると。そして、それがもしできなかつたときには、市町村でやると。できなければ県、そして国という順番でやるようになっているようございます。私ども与論町として、場所を考えるとき、特に地下水を利用して飲み水としているところでございますので、これは第一義的には絶対に口蹄疫を入れてはいけないということをまず肝に命ずる必要があるのではないかということで、この前の対策会議でもそういう意見が出たわけであります、それを前提として、まかり間違ってというときには、できるだけ早く対策を講じなければならない。一応、マニュアルはできているわけであります。マニュアルに従いつつ、今後いろいろな現象がほかの地域で起こってきたときには、それへの対応策というのが今までのマニュアルとは違った部分も出てくるかと思いますので、その点にも気を付けて監視しながら、やっていこうということで話し合いをしているところであります。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 特に、支援策についてであります、現在農家の現状としましては、仔牛の販売収入が断たれているため、本当に農家の方は経営が苦しいというのが事実でございます。また、農家に聞きますと、どうしても機械等を使っておりますので、修理に出すのですが、たとえば修理代も払えないというような状況でございまして、修理される会社に修理の状態を聞きますと、2週間なりかなりの期間がかかるとのことで、仔牛を販売した収入の中から支払っていくという中では、収入が途絶えると、なかなか払えないという状況でございます。現在そういった状況の中で、有難いことに農協が行っている支援としては、5月出荷予定牛を対象に1頭につき飼料2袋を無料配布しています。農家にとっては、本当に有難いことでございます。

そしてまた、つなぎ資金として1頭につき、去勢だと20万円。そして雌であれば15万円の貸付けを実施しております。このつなぎ資金について、資金を受けている農家の状況把握とかを、町の方で出されているのでしたら、その状況等をお聞かせいただければと思います。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） つなぎ資金を借りている農家の数とかを、今農協の方で取りまとめている最中でございます。そこまでは、まだ把握しておりません。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） たとえば、つなぎ資金として1頭につき去勢だと20万円、雌

であれば15万円を申請したときに、農協から農家の方にこの金額が丸々渡されるのかどうかということについては、私は不明だと思っておりますが、いかがでしようか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） そこまではちょっと聞いていないのですが、先々週まではまだつなぎ資金の申込者はいないと聞いたのですが、つなぎ資金を無利息でということと、あるいはある程度の利息をお願いしてということで、いろいろな角度から検討しているようですが、利息を必要としたときには、利子補給については、町も検討しなければならないのではないかということで、JAと連携をとりつつ、対応していきたいと思っております。

それと一時資金でございますが、ほかの町村に聞いてみると、大体が1万円ということですが、与論の場合は2万円でいこうということで、今回議会に提案して出しているところです。十分留意しながらJAとも相談しながら、この難題を乗り切っていきたいと考えております。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 私が一番懸念している点は、今農協の方では手数料や未収金を販売代金から差し引いたままで、農家にお渡しするという制度をとっております。この制度をそのまま適用されると、その20万円や15万円というお金は、農家の方には絶対渡らない。有難いことに2万円の支援金を助成をしていただけるということですが、この制度のままだと農協の口座を通じて、その2万円というお金はなくなっていくと、このことを私は懸念しているわけでございます。いかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） その点は、経由なしで直でやる人がいるなら、私も商売人ですので、そういう点は非常に気にはなっていたわけありますけれど、その確認はしてないのですが、今回の場合はもう災害ですので、これについては農協の理解をお願いしたいと考えております。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） 今回の補正予算に計上しました助成金につきましては、JAを通じて振り込みますと、すぐ引かれてなくなるという声をよく耳にするものですから、今回の場合は現金での支給を検討しております。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） できるだけ、こういう非常時のときにはこうしたお金は本当に農家の方には必要になってきますので、多かろうが少なかろうが額に関係なく、農

家の手に渡るような仕組みを作っていただきたい、このように思います。

次に、将来の畜産振興についてであります、これからは口蹄疫の問題も重なりまして、どうしても優良繁殖牛の更新が不可欠になっていくかと思います。自家保留に対する支援が必要になってくると考えておりますが、その点はいかがでしょうか。前回のときにも、これはお願いしたわけありますが、是非とも自家保留に対して力を入れていただきたい、このように考えております。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） その自家保留対策としての精液への補助金につきましては、群島内も調べましたが、まだどこも行われていないようでございまして、引き続き検討させていただきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 私が大島支庁の方に、口蹄疫のことで申入れに行ったときに、県の方にも会って、鹿児島県のブランドをつくっていくためにも、鹿児島県の優良牛の精液に対しての助成が必要でないかということは申し上げました。もちろん鹿児島県の精液については考えてみますという答弁でありましたので、是非とも行政の方からも県の方に要望していただきたいと思います。

次に、子宮頸がんのワクチンの助成についてであります、御答弁にもございましたようなことで、やはり女性特有のがんの中で乳がんに次いで多いということで、これを取り上げさせていただきました。日本では年間約3,500人が亡くなっています。子宮頸がんがほかのがんと違うのは、がんになる原因がほぼ特定できているということです。これが定期的な検診とワクチン接種で予防できる唯一のがんということだそうです。予防を徹底すれば命を失うことは避けられるということになりますので、是非ワクチン接種ができるような体制をつくっていただきたいと思います。また、子宮頸がん検診の最大のメリットはがんになる前の状態で発見できるということでありまして、このときに治療をすれば、将来の妊娠、出産などへの支障も最小限にとどめることができるということです。問題は、検診の効果や意義が十分に知らされていないということが、全国的にも言われております。こうしたことから、定期健診の啓発をしていただきたいと思うわけでございますが、いかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） この子宮頸がんについては、いろいろな方々から検討するべきではないかという御指導をいただいて、私どもとしても検討してはいる中でございますが、先ほど議員がおっしゃいましたように、何と言いますか、成功率と申しますか、その効果がまだはつきりしていないという点など、いろいろあって、まだほと

んどの地域が取り入れていない状況にあります、そのほか金額的な問題もあるわけですが、当町においても、いろいろな問題を併せて、今検討している最中であります。まず私どもの地区で、与論で年にどのくらい出ているかという実態調査を行ったところであります。それによりますと、非常に少ない数でございます。課長の方から数字的なものは御報告いたしますが、そういうこともあって、私どもが一番気を付けなければならぬのは、検診を徹底させることであります。支援してもやる方法がいいのではないかということで、情勢を見て、また財政とも併せて検討しながら、早急にできれば一番いいわけでありますが、まずは検診を徹底させる方法を考えていこうということで、今検討しているところであります。数字については、課長の方から報告をお願いしたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） いろいろな御提案ありがとうございます。今町長の方から説明申し上げましたので、私の方は少し細かいデータと申しますか、情報を御提供申し上げたいと思います。

それでは、与論でどのくらい子宮頸がんにかかっているのか、あるいはどのくらいの方が子宮頸がんにかかって亡くなっているのかという点ですが、なかなか個人情報とかありますし、データの入手は非常に困難な点があるのですが、一応今把握している情報について申し上げたいと思います。

鹿児島県全体で申しますと、平成9年度から平成14年度までの発見分では、データが古くて申し訳ないのですが、新しいのはいろいろ時間がかかるということで、このデータしかないのですが、6年間で子宮頸がんとして発見された数が226人で、そのうち5年間生存された方は194人ということで、子宮頸がんが原因で亡くなったと思われる方は5人いらっしゃる、鹿児島県全体です。そういう状況です。それから徳之島保健所管内で、昭和61年度から平成14年度までの17年間では、64人の方が「がん」と診断されております。そして、5年生存した方は64人のうちで60人、子宮頸がんで亡くなったであろうと思われる方は「なし」ということでございました。

与論の方では非常に情報収集が難しいデータで徳之島保健所にも問い合わせましたところ、平成に入りましてから、平成20年までの間では、精密検査も含めて子宮頸がんだと思われる方が4人いらっしゃいました。そういう状況でして、データとしては非常に少ないということでございます。

ただ、先ほどから御案内のように、いろいろながんの中で唯一予防が可能ながんだということで、子宮頸がんのワクチンを受けますと、約70%ぐらいの確率で防ぐことができるということで、非常に有効ではないかと思っております。

それと、町長が申し上げましたように検診をしっかり受けていただく、そしてその検診を受けていただいているのは、当然年老いた女性の方が多いのですが、大体ワクチンの効果が6年から長くて20年ぐらいと言われておりますので、早ければ小学校6年生ぐらいから中学生ぐらいまでにワクチンを接種すれば、非常に効果が望めるのではないかと国の方では指導しているわけです。各自治体も6年生から中学1年生までを対象に行ったり、中学生だけに実施したり、今のところはまちまちでございます。

それから、今ワクチンのことで分からぬ点といいますか、今はまだ調査中という国の考え方もあるようとして、たとえばワクチンの効果というのは実際はどのぐらいあるのかとか、あるいは追加の接種が必要であるかどうか、今のところは半年間で3回の接種が必要であると言われておりますが、さらに追加が必要かどうかといった点が、分からぬようでございます。

そして、いろいろなお医者さんなどで構成される専門家の皆さんに言わせますと、そういった、いろいろ分からぬ情報があるために、自治体間で温度差が生まれているとのことで、それでは、財政力のあるところではできるが、財政力の弱いところでは実施が難しいのではないかということあります。そうであるならば、国がちゃんと先導し、いち早く国の方で指導して実施すべきではないかという意見もあると聞いております。

以上のような状況下で、私どもとしましては一応前向きに、もちろん財政的なこともあります、国や県の動きを見ながら積極的に対応していきたいということで、今検討しているところでございます。

以上です。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 御答弁にありましたように、5万円から6万円ということで、費用もかなり高いということと、あと半年のうちに3回接種しなければいけないということもありますて、町としてはなかなか助成できにくい状況かなとは思っておりますが、私の方は、こういう助成は国がやるべきものであって、国と県でやっていくべきものだと思っております。

そこで、県で実施しているところは、今年山梨県の1県だけでございます。このような事例もございますので、県の方にも要請していただくとともに、国の方にも要請していただきたいと思います。それでは、先ほども申し上げましたように、この検診の方の周知を更に図っていただきたいと思います。

次に、犬の飼育の指導についてでありますが、最近犬の放し飼いが結構目立っておりまして、噛まれて病院に行った方もかなりいるとのことで、そういう連絡が

入っております。病院に行きますと、その犬は狂犬病の予防注射を受けているかどうかと聞かれるそうですが、予防注射を受けているかどうかは判断できないわけです。このようなことから、噛まれた人も大変心配しておりますので、犬の飼育指導については、広報・呼び掛けだけではなくて、きちんとした、たとえばできないところには訪問指導していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 環境課長。

○環境課長（港 沢勝君） 犬を多数飼っていらっしゃる家庭やその兆候がみられる方については、保健所と一緒にになって、訪問指導も行っております。

また、多頭飼育の方の中には、持て余している方もいらっしゃいますので、そういうときには処分といいますか、そういったことにも相談に乗っているところです。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 平成20年度末で465頭の犬が登録されているわけですが、その中で261頭しか予防接種を受けていない。これは本当に驚きでございます。先ほども口蹄疫の話をしましたが、日本で口蹄疫が発生していないくともどこかの国で発生すれば、今のような大惨事になってくる可能性が、狂犬病についても言えるのではないかと思います。日本では狂犬病は発生していないくとも、どこかの国で発生すれば、必ずこれは日本にも持ち込まれる可能性はあるということなので、きちんと予防接種は行っていただきたいと思いますが、広報活動として何か取り組んでいらっしゃるのでしょうか。

○議長（町田末吉君） 環境課長。

○環境課長（港 沢勝君） 今のところ、週報による周知と呼び掛けしか行っておりません。狂犬病の場合は、与論に小動物の先生がいらっしゃらないので、年に2回ほど沖永良部の方からおいでを願って、注射しているところでございます。また、本町の場合は、60%ぐらいの受診率しかありません。狂犬病は、一度発症しますと必ず死亡するというぐらい怖い病気ですので、この点についても住民の方々に周知を図っていかなければならぬと感じているところでございます。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 予防接種の手数料もそんなに高い金額ではございません。これを見ますと、この間週報に入っていた愛犬家の皆さんへという広報ですが、これを見ましても2,450円と、そんなに高い金額ではございません。ですから、予防接種をしてくださいと言うだけでは、私は予防接種を受けない方は多いのではないかと思います。やはり訪問し受けてくださいと対面して促す以外に、手はないのではないかと思っております。もちろん、環境課の皆さんも仕事が多くて大変だとは

思いますが、全国的にこういったペットとかの飼育指導にきちんと取り組んでいる自治体は、必ず訪問活動をしております。ちゃんとした指導をしております。指導しても直らないときには、それなりの対処をするという、こういったことを、きちんと行政の方でやっておりまして、たとえば狂犬病の予防接種をしていない犬と、している犬とを区別できるような方法をとっていくとか、一目で分かるようなことをやるとか、そういうこともやっていく必要があるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 環境課長。

○環境課長（港 沢勝君） そのとおりだと思います。私どもの方でも狂犬病の予防注射を受けた犬につきましては、注射済み表の表札を付けるように指導はしているところでございますが、首輪をしていない犬につきましては、狂犬病予防法にのつとて補殺するという処置をとっているところでございます。最近、ヤギだけではなく、牛飼いの方々も非常に仔牛が生まれて、まだ立てない状態のときに、犬が群れて来て襲われたら困るという危機感も持っていらっしゃいますので、対処してまいりたいと思います。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 是非きちんとした飼育指導をしていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（町田末吉君） これで、1番、川村武俊君の一般質問は終わりました。御苦労様でした。

次に、進みます。次は5番、喜山康三君に発言を許します。5番。

○5番（喜山康三君） おはようございます。

[「おはようございます」と呼ぶ者あり]

○5番（喜山康三君） おはようございます。

第2回定例会一般質問を行います。

1 消防行政全般について。

(1) 与論消防署（分遣所）と役場の人事交流において、給与算定はどのように行っているのか。

(2) 大島地区全域の消防広域化について、今後の見通しや作業スケジュールはどうなっているのか。

(3) 与論空港の消防車の管理委託はどのように行われているのか。

2 町道・農道などの道路建設について。

(1) 通称「図書館通り」や「上田線」の改良工事が行われているが、一般家屋や個人所有地との境界が不明確な箇所、たとえば排水溝などの道路建設はどのよ

うに行っているのか。

(2) 道路の新設改良及び補修に際して、工事発注のための積算は厳格に行われて
いるのか。

3 各種募金や会費の徴収等について伺いたい。

(1) 歳末助け合い、赤い羽根、緑の羽根、青い羽根、赤十字社費、自治公民館
費、交通安全協会費など各種募金や会費の徴収方法等について伺いたい。

続いて、質問者席より質問させていただきます。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） お答えいたします。

まず、1の(1)についてお答えいたします。

人事交流については、平成4年4月1日に、和泊町、知名町、与論町及び沖永良部与論地区消防組合管理者間において取り交わされた協定書に基づき、平成8年度及び平成16年度に実施しております。御指摘の給与の算定につきましては、同協定の5給与(1)「関係町は受入職員の初任給の格付けを行う場合は、受入職員が消防組合の職員として現に受け入れていた給料月額を下回らないよう格付け措置するものとする。」により算定しております。

なお、本年度も実施する予定で補充予定職員を採用しておりましたが、沖永良部与論地区消防組合管理者より人事交流の依頼の取り下げがあったことから取りやめとなっております。

次に、1の(2)についてお答えします。

これまでの国、県及び大島地区における「市町村の消防の広域化に関する取り組み」等に関して、3月定例会で御答弁申し上げましたとおりであり、詳細については省略いたします。今後のスケジュール等については、7月に予定しております大島郡の総務担当課長会において事務局である奄美群島広域事務組合より具体的な検討資料が提出されることになっております。

次に、1の(3)についてお答えいたします。

空港の消防車管理委託については、国土交通省航空局の基準により航空機の移動区域のいかなる地点に対しても3分を超えない2分を目標に到達できることが基本となっております。

また、空港設置者である鹿児島県からの通知により、1台当たりの要員は2名以上を配備することになっています。また平成16年9月からQ400型機の就航に伴い、大型化学消防車両の増配備がなされ、現在は2台で運用しております。現在与論空港では、航空機の離発着に合わせて常時4名体制で運用しております。委託先につきましては、有事の際、直接定期旅客機と無線交信が可能な状況にある

航空業務代理店と管理委託契約をしております。

また、他空港と違い防火水槽への水道配管がなされていないため、6カ所ある消防水槽への水補給作業を兼ねて契約しております。なお、タンク給水に関しては空港場外からの給水となるため、大型免許が必要となります。なお、委託金につきましては、年640万円程度であります。

次に、2の(1)についてお答えいたします。

道路工事等の公共事業の執行に当たりましては、法務局や税務課に備え付けられている14条地図をベースとして、事業の計画から登記完了までの事務を行っております。

また、土地の分筆作業におきましては、登記申請書類として土地境界立会い確認書の提出が義務付けられているところであります。

次に、2の(2)についてお答えします。

公共工事の積算は、基本的には鹿児島県の統一単価を用いておりますが、統一単価に該当していない単価につきましては、物価版や複数業者からの工事見積り等をベースとして積算しております。

次に、3の(1)について、最後にお答え申し上げます。

歳末助けあい、赤い羽根、日本赤十字の社費については、社会福祉協議会の方で取り扱っておりますが、それぞれ徴収については、小組合長に依頼していると報告を受けております。

また、緑の羽根や青い羽根は行政の方で取り扱っておりますが、緑の羽根の募金の徴収は、小組合長に依頼し、青い羽根の募金は役場の窓口で対応しております。

なお、自治公民館費、交通安全協会費はそれぞれの関係団体で取り扱っております。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 1年間に一般質問の機会は4回で、時間で持ち時間は4時間しかありません。迅速に要点を突いた答弁をお願いしたいと思います。また、議会の全協でも時間の延長をお願いしましたが、なかなか合意が得られなくて延長することができません。何とか、一般質問の時間を有効に使うよう御協力をお願いします。早速一般質問に入ります。

猿渡税務課長にお尋ねしたいのは、21年度の保険税の徴収はどうなっていますか、徴収率は。

○議長（町田末吉君） 税務課長。

○税務課長（猿渡ケイ子君） お答えいたします。5月1日実施の仔牛の競り市が中止になり、大口滞納者が未納となり、徴収率の下落につながっておりますが、保険税

の徴収率は72.8%です。そのうち現年度が92.5%でございます。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 与論で一番財政の大きなウェイトを占めているのは、もちろん国保関係の医療費関係と人件費であるということは申すまでもありませんが、私この消防行政についていろいろ調べているうちに、この根底には与論町長が、与論町役場職員も、それから臨時職員、それから消防組合の職員、これら職員に対する、町長の人事に対する将来の方向性とか、1つの政策というのがなかなか見えてこないと。人事やあるいは組織のつくり方、在り方について町長のそういう政策についてもただしていきたい。特に、こういう人事とかについて質問すると、ややもするとその地位にいる方々の個人攻撃にもなっているのではないかという形で非難を受ける恐れがありますが、そういうことがないように、そこは誤解のないように聞いていただければ有り難いと思います。

町長にお聴きしますが、現在病気や体調不良により、長期休業している職員がいらっしゃいますか。そして、その職員に対する健康管理とか、もちろんこれは非正規職員も含めてです。どのような考え方でいらっしゃるか、消防行政の人事交流の給与のことも絡めてなのですが、簡単に答弁をお願いします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 仕事をやっていくのは人がやっていくわけで、一番この人の問題が重要だということは言うまでもないわけでありますが、大きな所帯になると、いろいろと問題が起きていて、私のところにもあるわけです。といいますのは、現在、私どものところも実際に休んでいる職員もいるわけであります。職員の人事配置については、だれでもそうだとは思いますが、人事権を持っているものにとっては一番大変であります。

したがいまして、いろいろな市町村の方々、首長さんなんかといろいろ人事についてやっているわけでありますが、相当近年、この14・5年から非常に問題が多発しているということで、私どもも今非常に困っているところがあるわけですが、全般的にそういう状況が発生していると。これをどういうふうにして解決していくべきかというところで、個々にいろいろ話をしているわけですが、なかなか人事についてはいろいろ人間関係が複雑化しているものですから、非常に難しいところがあります。

今後いろいろな角度から、適材適所とも言われているわけでありますが、その適材適所がなかなか把握できない。個人の希望でそのように配置したとしても問題が起きているといいういろいろな面がありまして、大変苦慮しているところであります。今後、できるだけ仕事がスムーズにできるよう、いろいろ相談をしながらやっ

ていきたいと思っております。現在、実際に休んでいる職員がいます。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） もちろん仕事も大切です。町長は、この辺の人事の在り方については足りていないということではありますまいが、調査なり何なりの形で、管理については徹底する必要があると思います。そこで、消防行政における人事交流ですが、答弁の中で人事交流の依頼の取下げがあったことから取りやめておりましたとあります。これはどういうことで取りやめたのですか、その原因について説明をお願いできますか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 実は、議員さんも消防議会の議員でございますので、もう周知のとおりでありますが、はっきり申し上げますと、給与関係の問題で取り下げてきたわけであります。

以上です。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 給与関係のことで取り下げたということではなくて、これは与論町が与論町分遣所の職員の給料の今の基準を維持したままでは、与論町の役場に受け入れることはできないということでこういうことになったのですか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今、本人の年齢とか経験とかいろんな面で、役場の給与規定に基づいた形でしか受け入れはできないということで、そういうことになったわけあります。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） それでは、今まで2人の職員を人事交流で与論町役場に受け入れていますが、彼らの給料は、どういう根拠でやっているのか、また、消防組合の基準のままで今も給料を上げているのか、そのことについてはどうですか。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 先ほど申し上げましたように、8年と16年に実施しておりますが、その時の給与体系はほぼ一緒でございました。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） これは、消防組合にいた給与と同じ基準ということで理解してよろしいわけですね。

ということは、今消防組合から与論町役場にいらした職員の方は消防組合の給与基準にあって、与論町役場から給与を支給されている。ということは、沖永良部消防組合の給与の基準は、知名と和泊と与論町の3つが組合には参加しているわけ

で、一番高い知名の給与に合わせて与論町消防組合の給与は決められていると。

したがって、与論の分遣所にいる方が人事交流で与論町役場に入ったときにも、その基準を守った形で給与を支払っていると。しかし、今回消防署に人事交流とか若い人の戦力が必要ということで採用されたけれど、その方は分遣所の方には入れないで、そのまま役場の方でお勤めになっている。これはおかしい話ではないですか。町長、どうですか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） いや、採用するときに、役場職員として採用して分遣所へ行くという形になっておりますので、職員としてそういう条件が御破算になったものですから、職員として採用してございますので、そのまま職員としてお願いをしたわけであります。ただ、今後も希望としてはまた何年後かにはローテンションでやらなければならないということがありますので、現在のところは来年、再来年ですか、2年後にはまた本来の姿に返そうということで本人の了解を得てやっております。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） これは消防職員の受入れに関する協定書というものを、和泊、知名、与論町で交わしたみたいですが、この協定書自体も与論町ではなくて、つい最近和泊町にあることを与論町の総務課の方も把握した状況であったと。

それで、この中で2項目の職員の受け入れのことについては、「職員の受入れ、消防組合職員の年齢構成を考慮し、新陳代謝をスムーズにするため、関係長が年齢35歳上の消防職員を受け入れるものとする」とうたわれているわけです。当然消防組合が発足するときには年代が固まって組織は出発するわけで、こういうことはいわゆる高齢といっては失礼かも分かりませんが、若い方々じゃない方、いわゆる退職の近い方々が集中した格好になるわけで、組織のスムーズな運営を考えた場合は、若返りを図るのは当然のことであり、こういう協定書があるのは理解できます。

そこで、私が言いたいのは、3項目にある与論空港の消防車の管理委託なのです。これには、650万円を与論町から管理委託料を出していますが、これは1民間会社に出しているわけです。そうであるならば、消防組合から来た職員を空港の方に配置すれば、650万円で管理委託させる必要もないではないかと。いざとなったときには、消火態勢を取り、消防に関する知識を持っている方を、人材を有効に活用することから考えても、こういうような人事配置も考えてしかるべきではないかと、これについていかがですか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 適材適所といいますか、そういう面からいきますと、確かにおっしゃるとおりであります。

しかし、空港の場合、今現状あるのが理由がございまして、1つには町でも消防車を持っているという形で、消防車の担当が必要であるということです。それから、飛行場での消防車については、いったん緩急があるときに、今2台でありますので、4台常時いなければならぬこと。しかも、飛行機の離着陸の時待機しなければならないという制限があるわけであります。

それとか、あと大型免許を持っていなければならぬとか、もろもろの状況をやったときに、町でそれを対応するといったら、もう650万円どころじゃないんです。そういうこともありますて、いろんな機敏な対応ができるように、事故が起きたときの早急な対応ができるということでは、どうしてもそこにいる人たちにお願いするしかないという形で現状になっているわけであります。ほかの空港もほとんど同じような形でやっているわけです。

以上です。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 町長、私は、喜界空港と天城にある空港についてちょっと調査したんです。それで、喜界空港の場合が、3項目になりますが、与論の空港管理委託料がべらぼうに高いのです。

徳之島が、前MDのダグラスが入っている、ジェット機が入っている時点で378万円なんです。これは、天城町にある空港です。徳之島空港です。サンロードジェット燃料給油会社の職員に委託してるんです。それで、378万円で消防車が3台、各消防車が2台です、もちろん。が、今回からジェットがなくなつて今度からQ400の就航になって、もちろんこの場合は、飛行機の主翼の長さ、飛行機の長さに応じて空港の消防力の基準があるみたいですが、結局それから考えると、徳之島が今年は200万円を少し超えた形になる予定ですということはお聞きしました。これはちょっと4月の10日に調査したものです。

それから4月20日に喜界の方を調査したのですが、これについては2人の方で、元消防団員の職員、元消防団員をされた2人の民間人に、1人1年間122万7,600円で委託されています。

これらの金額を聞いても、与論はこれの倍以上の金額になっています。天城にある空港への管理委託料の算出根拠、これについてはどういう算出根拠でされていますか。

○議長（町田末吉君） 建設課長。

○建設課長（高田豊繁君） 参考のためですが、ほかの空港を若干ちょっとここで説明

させてもらいますが、種子島が6トン級が2台で648万円、そして屋久島が6トン級と3.5トン級が1台ずつで635万円、そして奄美空港が、ここはもうジェット機が飛んでいますが、6トン級が2台で2,300万円、ここは常備消防組合が4人で管理をしております。それから喜界は個人の方が245万6,000円、これは3トン級1台です。あそこはサーブだけしか飛んでいない関係で、ランクがワンランク下がります。それで、徳之島は先ほど御説明ありましたが、6トン級が2台で378万円。それから沖永良部が4.5トン級の2台で310万円。そして与論空港はQ400が就航したことに伴いまして、6トン級が増えてまして、6トンと3トンが各1台で640万5,000円で、これはもちろん全額県の委託料から支出をするわけですが、港湾空港課と十分に毎年予算の突き合わせをいたしまして、協議した額で一応補助申請をして、それで委託することとなっているところでございます。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 委託費を650万円にするために、補助金を増やしたという話になるのですか。そんな話は説明には当たらないのではないですか。

要するに、県からそういう管理委託費をもらうわけで、それをこっちの努力によって創意工夫で、最低限の経費で目標を達成するかということについての努力を、どうなされたかということを聞いているのであって、答弁になっていませんよ。

それから消防車の管理については、喜界空港の管理業務委託契約書というのを喜界の方から、総務課の方から送って与論の契約書と照合して見てはいるのですが、喜界の場合は、この中に飛行機の離発着の15分間の間は消防車に乗員が乗って、この態勢をとるようになっているんです。与論空港の場合には消防車の中に座って待機してるので、私は一度も見たことがないです、離発着するときに。これは消防基準にどういう形で載っているか分かりませんが、消防車の管理委託だけではなく、こういう形での管理委託というのをされていると。そういうのは確か沖永良部の方も200万円少しという話を聞いております。ちょっと正確には聞いていませんので。ですが、それから考えてみても、与論の委託費は大きいと。これを見直す必要があると。また、算定根拠を是非説明いただきたい。それを、町長お願いできますか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南政吾君） 今も課長が説明したとおりなんですが、県が認めて、その委託料というのをいただいて、そのままお願いをしているわけでありますが、ほかのところは私も調べたことはないのですが、県が認めてもらえば、もうそれでいいという考え方があったものですから、今後またいろいろと調べて検討させていただき

たいと思います。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 話が飛んでしまいましたが、消防組合と与論町役場との人事交流については、今後、町長。当分こういう状況は続くと思うんです。それでは、それを、どういう形で与論町は、分遣所の消防力とか、そういう人員配置については、今のままでずっといくつもですか。それについては、どういう御予定ですか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） それについては、先般も議会の方で、消防議会でもいろいろと討論されたわけでありますが、今度広域消防はさらに広域化して、大島郡が一体となる方向で進んでいるわけです。その時に、今まででは与論と沖永良部は離れていたがらも、どっちかというと向こうを主体に、地域が大きいところが主体になる形で、今度はまた奄美全体でということになれば、今までの問題がさらに肥大化していく可能性があるということで、今後のことについてはいろいろな条件が出たときに、先ほどお答えしたとおりですが、検討していく必要があるのではないかと、給与面についても、あるいは装備についても、条件として検討する必要があるのではないかと考えております。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） もう検討するとかという状況ではなくて、どうするかということをちゃんとお示ししていただきたかったのですが、町長が今言われたように、2項目の大島郡全域の消防広域化については、先の3月議会において町長に質問をしたら、通信機器設備のデジタル化などに、組合の方での質問に対しては総額7億円ぐらいかかると。その7億円を3町で負担したときに、与論町は均等割にすれば約2億3,000万円ぐらいの負担になるわけですが、これらを各町で負担するのが大変だから、広域化することによってその設備は町としても軽い負担ができるということで御説明を受けましたが、この大島全域を広域化する、町長が考える本当のメリットは何があるのか、説明をお願いします。もう一度お願いします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 実際問題として単独でやったときには、どういうふうになるか、幾ら必要かという試算をしたことがありませんので、はっきりとは申し上げられないわけでありますが。合併するから皆いいということではないと考えています。それは2町長もそういう考え方をしておりまして、広域化になったときにはいろんな面からの検討をしてやらなければいけない。今回総務課長会の方に出す資料が一番基本になるのではないかと。考え方としては、奄美が1つになるということ

はもう國の方針として示されているわけでありまして、それについては何といいま
すか、どの広域でやるかという問題は選択肢があったわけですが、その後から奄美の場合はこれ以上大きくするということは無理だということで、奄美だけ
ということで、今そういうふうに進んできているわけです。その中で、どういうふ
うに合併するかは今からの検討で、何を分類して、たとえば喜界と奄美市との合併
の仕方もあるわけで、いろいろ検討してまいりたいと思っております。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 町長、3月定例議会に私が質問したのは、もうすっかりお忘れ
になつてゐるのではないか。要するに、奄美全域の合併については総務省の方では、
こういう消防の広域化については、市町村の基本的な考え方でいいですよとい
ふことで解答をもらいましたよと言われました。国の方でそういう方針に決まったと
いうような、めちゃくちゃな答弁はしないでください。今度合併するかしないかは
私たち与論町が決めることです。国が決めることじゃないですよ。

だから、消防の広域化については、総務省のいわゆる広域担当の方の名前も忘
れません、勇勢という方です。この方に直接電話をかけて、これは前の3月議会で町
長に言いました。

それで、私はこの奄美群島を広域化しても与論町には何もメリットがないと思
います。そして、今回沖永良部の救急車導入についても、いいですか、町長。救急車
の、高規格救急車の導入については、最初は消防組合で導入しようとしたのを、消
防組合で起債すると交付税によるメリットがないから、各3町で分担することによ
って、交付税の恩典があるからということで分割したと、3月の議事録にちゃんと
消防長の答弁が載っているわけです。

要するに、設備を導入するに当たっては広域化することによるメリットは何らな
いということなんですね、逆に言うと。だから、デジタル化して、例えしたとして
も、それをするために広域化するからといつても与論町には何もメリットはないで
すよと。そして、本部の方にたくさんの役職員、消防長だの何だのという事務職員
を何人も雇つて、その給料を割り振りされて、それを負担させられるだけです。

だから、私は広域化はダメですよと。与論島は与論島だけで、消防の方はきち
っとやってもいいのではないかと、私はそれを述べているのです。それについていか
がですか、町長。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南政吾君） 確かに3月議会で議員がおっしゃったのをよく覚えているわけ
であります。その時に答えたのが、私どもとして、鹿児島県としてどうすべきか
という会合がございまして、関係者が全員集まって、単独で別々にやろうというこ

とではなく、ある程度まとまった形でやろうということで国の方に答申をして、それで分割してやるという形になったわけです。

一応国の方から言ってきたのが、もっと広域化をということで、いろいろな機器等の問題があるからということで、指導を受けてやったわけあります。その中で進んできたのが、熊毛とかも含めてみんなで鹿児島県全体を1つにするか、あるいは何分割化するかということで、いろいろな検討をしてきて、結果的に私ども奄美は奄美だけでやろうという形でやってきたわけです。それを申し上げているわけで、単独でやったときには、どういうふうにしてどうなるということが、私どもとしてははっきり分からぬわけです、まだ。計算もしたことないです。

問題は、今度、更に広域化したときは、こういうふうな形でやるという具体的なものが出てこないと、それを見て、与論に合うか合わないかということを決めようではないかと。隣の3町ともそう話をしているわけです。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 今の消防組合の中での分遣所との人事交流における給与の問題、それから設備に対する負担、設備は設備でも沖永良部で使う救急車のために与論町がお金を出している、もう設立して20年以上も経過しているわけです。私は何も沖永良部と与論の今の消防組合は解消せとは述べておりません。しかし、少なくとも大島郡内での広域化については、私は絶対反対します。

それから高規格消防車の与論町負担のことについてですが、私も勉強不足のことがありまして、かなり疑問には思ったのですが、一応賛成はしました。その中で、消防組合の例規を見て、私が一番気付いたのは、救急の事務とか設備の負担に関する取り決めはないのです、救急に関しては。消防とかに関しては、もちろん会議はやっていますからありますが、救急の事務とか負担に関する取り決めは私が見た限り項目にない。そして、当然消防設備の負担に関する取り決めもない、組合の例規にです。

大島の方の喜界と奄美本島に問い合わせをしたら、やはり条例にもないと。しかし、聞いたところでは設備については各島々での負担となっています。したがって、喜界島で救急車を使う分は喜界島の負担でやっている。消防車の導入についてもそうなっていると。

要するに、消防の事務費だけです、今。事務費だけというのは、簡単な話が今言ったように、事務を取り仕切る親方連中を奄美市において、そういう人たちの給料とかを喜界町が払っていると。要するに天下りです。県職員の天下り先をつくっているだけです。

いずれにしても、奄美群島全域の広域化には私は議員の1人として絶対反対を表

明しておきます。これについて、町長は私たち議員に説明も何もなく、こういうことを県で決めましたから、こうやりますと。そういうことは決してないように、これはぜひお願ひしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 先ほど高規格救急車の問題も出たわけですが、その前に与論町にある救急車についても、これは3町で負担したわけで、今回だけは3町で負担したということではなくて、今までの施設等は全部3町で負担してきている、分担して持ってきているわけです、広域の資産として。そういう点では与論だけが過分に負担しているということにはならないのではないかと、私は思っているわけであります。

したがいまして、これからその広域がさらに大きくなるということは、非常にこれは議員がおっしゃるとおり、私どもも不安なところはあるわけです。しかし、具体的に合併するとしても、どういうふうにするという具体策がなければ、論議のしようがないわけです。それが今から出てくるということですので、それは議員も幸いにして消防議員の1人でありますので、消防議会の中で大いにもんだ後で、結論を下すべきではないかと思っているわけです。議会で大いに意見を述べていただいて、どれが私どもの島のためになるのか、私どもも考えているわけでありますので、是非お願ひしたいと思います。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 質問には明確に答えていただく。私は奄美群島の広域化には反対です。それについて、町長の考え方をただしたのであって、いずれにしても今までやってきたから今からもそうするという時代ではないでしょう。冒頭で説明したとおり、人件費や何だかんだと、これだけ財政がひっ迫している中で、事業のすべての見直しや仕分けもやらなくてはならないような状況に陥っているときに、そんなのん気なことを言ってどうしますか、町長。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） いや、合併をする内容が分からぬで、やるやらないの決断を下すというのは私は非常におかしいと思います。内容をはっきり把握しどうなるかということを、島はどうなるかがはっきり分かつてからやるかやらないかを決めるべきであって、わけが分からぬのに、やるやらないの判断を私はすべきではないと思います。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） これは市町村合併の論争とうり二つなんです。

それでは、続いて2番目の項目に移ります。町の農道について、この件は非常に

以前から気になっていました、町が道路を造ったり、いろいろな施設を造ったりするときに、公の土地と個人の土地との境界が、いつもあいまいに放置されている。与論町の敷地問題、隣接地も別に南町長がというわけではなくて、今までの行政の在り方が、ウシュゲーラ、ミジゲーラからないような、なあなあ主義でほったらかしてきているのが、後で大きなトラブルを招いている。

それから、特に道路に関しては直接苦情が何件か入ってきております。こういう工事のやり方をなぜされるのか。個人用地も勝手に舗装を行ったり、答弁書の中では、境界の立会いをしているというわけですが、立会いをしていればこういう問題は起きないわけです。確認書の提出もですけれど、現場でいざ杭打ちするときにされているのか。しかも人手不足で、そういう形で仕事が進んだのか。その辺りについては、どうですか。町長の考え方をお聞きします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 実際に町長になって、11年になりますが、よそのところは分らないのですが、与論町の道路については、いろいろ問題が多いというのは確かだと思います。それについては、1つずつ今できるだけ近い方から、古い方からではなくて近い方からはっきりできるよう登記をしてということで、今それを一生懸命やっているところでありますが、実際問題として境界線が分からぬどころか、名義も変更されていないというのが一杯ある現状です。それをできるだけ早くはっきりしたいと考え、今実際に進めているところです。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 以前の筆界未定とか、地籍調査する以前のものならともかく、現在進行している事業自体がこういうやり方ではまずいのではないか、これについては、課長どうですか。

○議長（町田末吉君） 建設課長。

○建設課長（高田豊繁君） 今、上田線とか那間・茶花線とかが工事にかかっておりましたが、一応上田線とかにつきましての国の交付金を7割いただいて、工事するわけですが、事前に一応土地を購入した上で工事に着手する、分筆です。分筆の際にには、Aという1反歩の土地からだとえば100平方メートル道路用地に取るといきましたら、その丸々1,000平方メートルの土地の境界をすべて杭打ちします。そして、さらに分筆の線を出しまして、その地図づくりは14条地図というものから作りますが、それを作った上で、地権者、隣接地主も含めてすべての方々から確認の印鑑をもらって、それを付けて法務局に登記書類として出すということです。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 私が言っているのは、いつも土地とか土地騒動があると一番の原因というのは、町長、登記簿上とか書面上の問題ではないのです。要するに今現在どういう形で占有されているかとか、使われているとか、現在の状況というのが争わっていつも土地問題は出てきているわけです。境界問題というのは、基本的に。

要するに今造っている道路が個人の所有地まで勝手に舗装されていると、そこが問題なんです。町は好意でやっていると思うのです。して上げたい、して上げた方がいいだろうと。それは確かに分かります。だけど、その時には一定の形がないといけないのではないか。道路を造るときには、境界については明確な形をきちんと表示するということを、今後の工事の中においてはやっていただきたい。それを制度化する必要があるのではないか。第3者が見たときに、こっちからこっちは道路でこっちからこっちは民有地と分かるのが基本なんです。だれのものか分からぬような道路だったり、個人の土地だったり、道路なのか個人のものなのか分からぬようなやり方はまず問題ではないかということです。この辺りについても、設計に当たってはきちんとした形でやっていただきたい。これが後々のトラブルを避けることにもなるし、将来的には本町の利益にもつながると思います。

それから、教育長にお尋ねしますが、上田線を今拡幅していますが、軒下ぎりぎりまで町道にした形になっていますが、こういうことはいいことですか。それについて、どのように考えていらっしゃいますか、いかがですか。見られたことはありますか、現場を。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） 私は全然知りません。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 教育長がこの程度ですから、もうどうしようもないです。これで、図書館の前の側溝はグレーチングがありますよね、町長。

図書館の前の道路を拡幅したわけですよね、手すりを内側につくったわけです、図書館の前の道路には。あそこはグレーチングがあるところは道路という形でされたのですか。お年寄りが原付車で走っていますけれど、いつも道路の真ん中を走る格好になっています。そして、タイルも張ったままで、あれが道路工事ですかと言いたくなるわけです。少しは一定の基準とか、一定のやりようがあるのではないかですか、町長。いかがですか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 図書館通りの件については、以前から指摘を受け、非常に気にしているところであります。実は、向こうは非常に狭あいだったものだから、広く

することを念頭に置いてやったわけで、本当は予算付けを早急にしないと事故原因にもなりかねないと、非常に心配しているところであります、それよりも先行しなければならない箇所がたくさんあります、今もああいうふうになっているわけですが、どっちが道路でどっちが側溝か分からぬような状況で、道路の真ん中から側溝が走ったりしているものですから、非常に危険であるというのは認識しております。できるだけ早く直したいと考えております。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） だから、道路の算定は、積算はちゃんとしていますかというのはそこです。中途半端に積算して、中途半端な工事をして、頼みもしないような予算、町民の土地を舗装していますが、そのお金はどこから出るのですか。だから、中途半端にしないで、きちんとけりをつけて仕上げてくださいよ、事業は。あっつかず、こっつかずの話をしているのではなくて、その辺りについては、きちんとしたルールづくりとか、建設に当たっての何か基準はないですか、課長。

○議長（町田末吉君） 建設課長。

○建設課長（高田豊繁君） 図書館通りのことですが、県道のところの接続部分とそれから図書館の西側のところは、一部擁壁を片持梁形式で造っていますが、それから遠山さんのところと、3箇所は町単の一般財源で造っている関係で、そのあと家につないで、全線をただいま御指摘ありました側溝の撤去を含めて、きちんとやる計画はありますが、いかんせん先ほど町長からもありましたが、ほかのところの調整とかちょっと後に回している関係で今のような姿になっています。また、今あるグレーチングをかぶっている側溝は、あの大きさの町道であったという、道路脇にあったわけですが、それがそのまま残っているわけです。将来は撤去してきちんと舗装のやり替えをするという計画であります。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 予算がないから、ほかの事業があるからとか言いますが、私に言わせれば、そうかなあ、緊急性がない道路が一杯あるけれど、それには回していくだけないのかなということあります。それはさて置いて、道路整備における優先事項とか、その辺りは前に、共産党の川村議員からも質問がありましたが、この辺りの優先事項あるいは事業の内容の成熟度、それについてもめり張りの利いた事業をしていただくよう、全部中途半端でほったらかして、後で問題が起こるようなやり方にならないよう要望しておきます。

それから、3番の各種の募金や会費についてですが、赤い羽根とか緑の羽根、青い羽根などいろいろあって、これらから町に返戻金があると思いますが、どのぐら

い何がありますか。総務課長。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 緑の羽根につきましては、42万6,180円をいただいております。そのうちの6割程度だと思いますが、26万5,000円が町に入ってきております。これによりまして、海岸の緑化、それから陸地の緑化等を進めているところであります。

以上です。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 今、国会の方でもいろいろ問題になっているのは、第2の税金、いろんな形の負担とか協会費だとか組合費だとかの出費は小さいけれど、住民とか町民にしわ寄せや押しつけがあると。そういうのを自主的な形という名目ではあるが、中身は半強制的なやり方であると。これについては、各町民の自主的な考え方でいいとは言っても、徴収の在り方自体にもかなり問題があるのではないかと。私は特に交通安全協会費については、町民が相当誤解しているのだと、与論町にある標識だとか、信号機とかについては、その経費はどこから出ているのですか、町長。

○議長（町田末吉君） 建設課長。

○建設課長（高田豊繁君） 県道とかに、案内板がありますが、これはもう県の事業でやっております。それから止まれとかそういった規制の標識に関しましては、警察の方で規制を。それ以外のロードミラー、それからガードレール、そういった警戒標識は道路管理者が設置することとなっております。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 町民がその道路標識だとか、カーブミラーとかそういうものはみんな交通安全協会費で払っているから、これは私たちが払わなくてはいけないのではないかということで、ほとんど誤解してるんですよ。今おっしゃったとおり、交通安全協会からそういうものははっきり言って1円も出てないです。御承知のとおり、これはあくまでも与論地区交通安全協会という名前になっていますが、あくまでも自主団体であり、親睦団体とまでは言いませんが、そういう団体であると。そういう団体に免許の切り替えをするときに、派出所の正面で免許更新のときに払ってくれませんかと言われると、いやだとはなかなか言いづらいという苦情が相当きてます。それで、私は協会と消防署、警察の仕事はぴしっと分けるべきだと。窓口を分けて、町民がこれを容易に分かりやすいように、ちゃんと嫌なら嫌だと、これはだめならだめだと、そういう形に改めるよう、僕はお願ひしたいのですけれど、町長はこのことについては、どうお考えですか。

○議長（町田末吉君） 町長、簡潔にお願いします。後2分。

○町長（南 政吾君） それについては、交通安全協会の中で、会がございますので、役員会・総会がありますので、総会の中で提案してやらざるを得ないのではないかと。町の方でああせい、こうせいということは逆の立場の人もいますので、それはもうできないのではないかと思います。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 町長、これはあくまでも自主団体ですので、会費の徴収の在り方、やり方については、もちろんそういう立場にはないことは、私たち議員も同様ではないですか。そういうことについて、一応町民からこういう苦情がきていると。地区交通安全協会とはどういうものなのかということすら、町民のほとんどは理解できていないのだと。やはりその内容についても、町民に知らせることも必要ではないかということで、今回取り上げさせていただきました。組合費についても同じですが、こういう経済状況の中です。できるだけそういう経費の町民負担の軽減を図るよう、何らかの対策を講じる必要があるのではないかと、また、自治公民館への補助金は人口に関係なく、一律に120万円というお金を出しています。そのことも問題はないか。公平性に欠けていないか。また今後の財政のことを考え、こういうことも1つ1つ切り込んで仕分けを行い、事業を見直して財政負担をもっと軽くしていく必要があるのではないかと、それを要望して、私の一般質問を終りますが、町長、この財政再建について、今後どういうことを考えていらっしゃるか、端的にお願いします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 財政再建については、いつも申し上げているつもりであります
が、公債費より起債を少なくすると。できたら1億円から2億円は起債を少なくする。
そうすれば、相当借金が減っていくという形にもなりますので、それを基本にして、今までやってきています。また、これからもそれで進めていきたいと考えて
おります。

○5番（喜山康三君） それでは、これで終わります。

○議長（町田末吉君） 以上で、5番、喜山康三君の一般質問は終わりました。

御苦労様でした。

ここで、しばらく休憩します。10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時11分

再開 午前11時20分

-----○-----

○議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、2番、林隆寿君に発言を許します。2番。

○2番（林 隆寿君） それでは一般質問をする前に、ひと言申し述べさせていただきます。去る4月20日に、宮崎県において口蹄疫の疑似患畜の一例が確認されてから今日までに190万頭以上の牛や豚の感染が拡大し、畜産業界はもとより、あらゆる産業経済に影響を及ぼしており、菅総理においては国会で国家的危機だとまで発言されております。

遠く離れた本町においてもいまだに仔牛の競り市が開催される見込みがない状況にあり、大変心配をしているところであります。口蹄疫被害に遭われた畜産農家の皆様にお見舞いを申し上げます。

そして、与論町において、島に入ったら全滅との危機意識を持って口蹄疫感染拡大防止に日夜御努力されておられる行政関係機関及び畜産農家に対し敬意を表するとともに、1日も早く終息に向かうことを願っております。

それでは、質問をさせていただきます。我が与論町の経済活動において、第1次産業の農業、水産業は与論町を形成する根本的な基幹産業と位置付けられており、温暖な気候の恵みを受け、先祖の遺訓である誠の心を育み、今日まで営まれております。また、商工業においては与論島民が与論島において文化的な生活を営むためのいろいろな便利さを提供して進化してまいりましたが、与論島の観光というサービス産業においては、日本全土の高度経済成長の波に乗り、一時期の観光ブームによる経済効果に寄与したものの、現在日本経済のバブル崩壊による景気低迷、格安海外旅行等により、来島者の数が、観光最盛期の4分の1と低迷し、与論町経済全体に大きな影響を与えている現状にあります。人口の推移においても、昭和45年から比較すると、80%に減少しております。

特に若い人たちの減少が目立っており、このままだとお年寄りだけの島になるような気がしてなりません。行政機関は地域、住民への最大の奉仕者であり、サービス機関ですが、サービスを十分なものにしていくために、自主財源基盤がしつかりし、若い人たちが島にとどまり、家庭を持ち、子どもを育てていける島づくりをしなければならないと考えております。私は現在のような状況を踏まえ、早急に思い切った対策を講じる必要性を感じ、通告書のとおり質問をいたします。

(1) 与論町の経済活動は、農業・水産業などの1次産業と製造業、建築業、卸小売業、観光業との商工業とで形成されていますが、観光産業においては、昭和60年代から下降の一途をたどっている現状にある。第5次総合振興計画策定に当たり、観光産業に対しどのような長期成長戦略案を考えているか、お聴かせいただきたい。

(2)国は、平成20年10月に国土交通省内に観光庁を設置し、また鹿児島県においては平成21年3月に観光立県かごしま県民条例を制定し、これからの経済活動において観光振興に重点を置いた政策を展開しているが、与論町において経済活動における観光産業による他産業へ及ぼす効果の重要性を認識し、最重点施策と位置付け、今後の施策を展開していく必要があると思うが、どのように取り組んでいく考えであるか、お聴かせいただきたい。

(3)観光産業による波及効果の増大を図るための体制づくりとして、経済浮揚対策協議会、これは仮称であります、等を立ち上げ、関係機関及び部署の再編強化を図っていく必要があると思うがどうお考えか、お聴かせいただきたい。この3つを質問いたします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、最初に(1)の質問にお答え申し上げます。

御指摘のとおり、本町の旅行客入込数は、昭和53年、54年の15万人をピークに減少傾向にあり、第4次総合振興計画の数値目標の達成が困難な状況となっております。島の経済の浮揚は、外貨を稼げる観光産業の振興が不可欠であり、第5次総合振興計画の策定に当たり鋭意、関係者と意見交換を重ねているところであります。具体的には観光誘客対策、受入れ対策、与論独自の観光地づくり、ヨロンマランソンの充実発展、推進体制づくりなど多岐に渡り検討を重ねております。

また、外部からの客観的な意見も取り入れる必要性があることから、財団法人地方自治研究機構との共同研究調査事業で、「与論観光ルネサンス計画」の策定を並行して進めています。最終的に、これらを総合的に取りまとめ、島の経済の浮揚につながる成長戦略を提示していきたいと考えております。

次に、(2)の質問にお答え申し上げます。観光立県かごしま県民条例基本理念の大綱を解釈しますと、1. 地域における創意工夫を生かした主体的な取組を行い、競争力の高い魅力ある観光地づくりを形成し、県民が誇りと愛着を持つことができる豊かで活力ある地域社会の形成、2. 地域の自然、景観、歴史、文化、食、歴史的風致等を観光資源として保全、並びに整備及び積極的に活用、3. おもてなしの向上及び担い手となる人材の育成、4. 市町村及び県境を越えた広域的な取組の推進による活性化、などとあります。

そこで、本町では前述のこととかんがみ、「ツアーガイド育成事業」や「あまみ長寿・子宝プロジェクト推進事業」等により、人材の育成、島の資源、自然や特性を観光資源として十分に活用し、体験、滞在型観光につなげていくべく、「ゆんぬツーリズム」（ブルー、グリーン、ヘルツツーリズム）事業を推進しているところ

でございます。

しかしながら、十分な人材育成や確保にはほど遠く、次年度以降も引き続き事業導入による推進を図ってまいりたいと考えます。また、観光産業の本町経済に及ぼす影響は、想像以上に大きいことから、今後の対策として、次の点を重視し積極的に推進してまいります。

まず、関係各課と連携を図り、町条例に沿った資源保全、保護及び1次産業とタイアップした地産地消の推進を図ります。キーポイントとなる新規誘客対策としては、交通機関の整備に伴った鹿児島を起点とするクルーズ商品の開発をはじめ、アンテナショップの展開や大都市及び隣県でのキャラバン活動を展開してまいります。

さらに、1. 地域ICT事業によるネットを活用した情報の発信、2. 体験・滞在型観光の拠点となる体験館（22年度未完成）や観光拠点施策の充実、3. 隣県沖縄との積極的な交流、4. 各種事業報告書の活用、そのうちの1つは奄美群島における観光・交流推進方策に関する調査報告書（平成21年度に国土交通省都市・地域整備局から発表されたものであります）、そのうちの2つ目は、観光ルネッサンス事業報告書（平成22年度）など、5. マスマディアの活用により、誘客対策につなげていけるよう積極的に推進してまいりたいと考えております。

次に、(3)の質問にお答え申し上げます。

本町観光の全盛期であった昭和54年、55年に120余軒（約4,500人泊）存在した宿泊施設も、大型リゾートホテルの進出や観光客の減少により、大多数が廃業し、昨年末現在ホテル5軒、民宿22軒の27軒（1,700人泊）で、与論観光を維持しているところであります。観光協会の会員もここ数年120人で横ばい状態が続いております。当時の観光は、典型的なブーム型の中で、大海の自然を愛し、素朴な島民との触れ合いを楽しんだ観光であり、接遇マナーや食の満足感を伴わない観光であったように思われます。そのような中で、近年の観光スタイルを見ますと、その土地でしか体験、体感できないオンリーワンの体験型観光への移行傾向にあります。沖縄県の伊江島に代表される民泊型観光がその1例だと思われます。今後の方針としては、「島全体でのおもてなし」を目標に、「食の安全」や「地産地消」を一層推進するため、漁協、JA等関係部署と連携を図り、観光地としての一層の魅力づくりや資源の再発見など、多方面から検討した課題解決の必要性を感じております。若者が生きがいを持てる魅力ある郷土づくりに係わっていける体制づくりや教育観光の一層の充実・受入れ等に向け、各種団体や推進協議会等の組織の充実を図りつつ、相互・協働の方向性や体制づくりを検討してまいります。

○議長（町田末吉君） 2番。

○2番（林 隆寿君） 観光事業については、私も個人的にはこれが一番の決め手であるという処方箋があるとは思っておりません。ですから、関係者の皆様方もこれまでにいろいろと苦労されて、いろいろな施策なりアイデアなりを出して一生懸命やってこられたということについては、よく分かっているつもりであります。しかし、最初にこの資料をお配りしてありますが、これは、町が出している町勢要覧や産業振興課が出している与論町産業の概要から数字を抜粋し、まとめて使わせていただいている。よく皆様方は見てお分かりだと思いますが、これを見ながらまた話をしながら、再確認をする意味でもちょうどいいのかなあと思って出させていただいております。これを見るとやはり、昭和54年をピークにだんだん下がってきております。いろいろな施策をやってきたが、効果がないという現状だと思います。

そこで、私は根本的にもっと何と言いますか、力を入れた施策が必要じゃないかと思って、今回こうして質問をしているところであります。思いつきでの話はできませんので、いろいろ原稿を書いてまいりましたので、読ませていただきながら質問をさせていただきたいと思います。

まず、お配りした資料に基づいて、この入込客推移表と農畜産物販売推移表の数字を踏まえて質問をしてみたいと思います。

私は与論島の観光産業は、天が与え、先祖が後押しをしてくれている大きな産業で、1次産業と同等な価値のある産業であると思っております。観光産業は宿泊業や観光業のみならず、本町の基幹産業である農林水産業や運輸業、製造業などの商工業とも密接な関係を有する総合的な産業であり、観光の振興を図ることは、観光旅行者による消費の拡大などがもたらす直接的な効果にとどまらず、観光旅行者と地域の人たちとの交流、相互理解を促進し、地域における雇用の増大、地域経済の活性化、潤いのある豊かな生活環境の創造等にもつながるものであると思っております。今回の質問事項で私が産業振興対策と表現いたしましたのは、そういう気持ちがあるために、あえて観光産業とは言わずに、産業振興対策というように表現いたしております。先ほど申しましたように総合的な産業であり、あらゆる産業を巻き込んだ振興対策が必要であると考えられることから、こういう表現をしたのであります。のことについて、町長の見解をお伺いしたいと思います。

また、このような考え方のとともに観光産業の再構築をするつもりで長期成長戦略を策定していただきたいと思うのですが、お考えをお聴かせいただきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今おっしゃるとおり、観光は第3次産業となっているわけであります。地理的条件を考えた場合、与論はやはり資源である農業関係と、そして自然を利用した形での観光がなければ長続きしないのではないかと思っております。もちろん昭和53年、54年の15万人台の時代に来られたお客様のニーズは、あの当時はやはり最南端というイメージもあったわけですが、見て体験して楽しむという2つが突出した形でできた観光ではなかっただろうか。特に、食については全く逆で、食については非常にマイナス面が大きかったのではないかと思っております。

したがいまして、今後は観光の3要素と言われている食をどうするかということ、1番大きな課題になってくるのではないかと思いますが、それと併せて、近年社会問題にもなっている人とのかかわりが非常に希薄になっている状況下で、それに応えるというのが、非常に私ども与論町の今後の観光には欠かせない大きな要素ではないかと思っているわけです。幸いにして農業関係が、1次産業がある程度落ち着いてきて、観光に必要な農産物が果物とかいろんなものができるということで、条件が揃い始めているということで、今後私どもとしては計画的に地産地消も兼ねて、観光客がいらっしゃれば必然的に地産地消は活発化してくるわけでありますので、そういう点も考えて今後の観光推進を図ってまいりたいと考えております。

○議長（町田末吉君） 2番。

○2番（林 隆寿君） ありがとうございます。後でまた述べますが、この資料の1の入込客数と農畜産物の販売推移表というのを比べていきますと、正反対です。観光は下がる一方で、農業は曲がりなりにもでこぼこはありますが、これも満足できる数字ではないのですが、右肩上がりに徐々に上がってきているということは、これは農業政策のたまものではないかと考えております。

そこで、与論島の観光の目玉はすばらしい自然環境に恵まれた海ですが、この海をもっと親しみやすいレジャー施設の充実や、手軽に海の生き物との触れ合いなどができるシステムに工夫するとともに、内陸部においては、もっと1年を通じて活用できる観光資源、特に年中観光客にアピールできる観光資源の開発・整備による観光地の差別化などを検討していただきたい。そして、何よりも大切で、一番重要であると思うのは、マーケティングリサーチです。市場調査、そしてその市場調査に基づいたいろいろな対策、そして情報発信だと思っております。旅行者が何をしたい、何をどういうふうに思っているか、旅行がしたいと思っている人たちが何を望んでいるか、そしてそれが与論島にあるのかないのか、もしなければそれは与論島の独自の発想で整備・構築していくというのが、差別化であり、これから

やっていかなければいけない発想ではないのかと私は思います。

ちなみに、与論町独自でマーケティングリサーチをやったことはおありでしょうか。もしあるのであれば、そういう書類なり、資料なりを提示いただきたいのですが、もしなければ、是非近いうちに実施していただきて、それに基づいて与論島は観光客から見て、どういう島であるかということを把握して、自分で自分の体を分かつてはじめて健康が維持されるのと同じように、これは話しが少し飛びましたが、自分たちの島がどういう位置にあるのか、どういうふうにあるべきかを把握して、その対策を講じるというのが一番いいのではないかと思うのです。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 市場調査の件であります、都会に出掛けていって大雑把にやるということは最近はやっていませんが、与論マラソンとか島にいらっしゃった観光客についての調査というのは徹底して行っていて、何が望まれているのか、どうした方がいいのかなど、いろいろな意見は集約しております。そういう点ではやっているわけでありますが、今一番問題になっているのは、与論島というのはどこにあるのか、与論島とは何なのかということが分からなくなってきたので、これをどういうふうにして観光地であるとの認識を若い者はもちろんですが、お客様に周知徹底させるかということが一番の大きな問題ではないかと思っているわけです。その手始めとして、いろいろとたくさんお客様がいらっしゃるところでパンフレットを配布するとか、いろいろなことを今始めているわけですが、予算の問題もあって、継続的にというわけにはいかなくて、非常に困っている点もあるわけです。いろいろな穴場といいますか、場所を探しお願いして、月10万円とか、15万円とかで与論の宣伝をさせていただくという形で、今進めているわけです。まずは島をどう知ってもらうかということを第1番目に考えて、今進めているところであります。

○議長（町田末吉君） 2番。

○2番（林 隆寿君） 与論マラソンのお客様方によくアンケートなり、そういう調査もされておられます、与論マラソンの場合は、マラソンを与論で走りたいという大きな目的がありますから、そういう方々はそのついでに何々があればいいと、そういう要望を聞けばすぐ分かるのですが、これからも与論マラソンだけのお客さんではないわけで、海の好きなお客様もいらっしゃれば、お年寄りが冬場に避暑ではないが、反対に寒い時に与論島に来て暖かい時期を過ごしていきたいかと、あるいは花粉症の時期には与論島に来て、花粉症を避けてから帰りたいとか、そういうのも1つの大きな需要があると思いますので、トータル的に考えてリサーチしていくば、おのずと与論島がどういう島で、どういうふうにしなければいけないかとい

うのが少しづつ分かってくるのではないかと思います。

先日の南海日日新聞に、6月9日に載っておりましたが、自民党の国土交通離島振興特別・奄美振興特別合同部会において、新離島振興法とともに、離島航路・航空路整備法案の骨子が固まったと報じられておりました。この法案の目的には、「離島についてできる限り本土に近い条件での人の往来又は物資の流通を確保するため」とありますので、この法案に民主党も賛成していただいて、法案を成立させることができたら、これは与論島の産業にとって大変な後押しになると思います。大変いい、何と言いますか、光明が射してきたという感じを持っているところであります。

また、与論は沖縄とのつながりが大変あるわけですが、沖縄だけではなくて、いろいろなあらゆる可能性を考えていかなければならぬのではないかと思います。先ほどの1つなのですが、前にも言いましたが、九州新幹線との兼ね合いと言いますが、これから観光産業の振興を考えたときに、九州新幹線と船舶をドッキングさせた交通アクセスの構築、奄美群島の各島々と連携した観光地づくり、これが必要になってくるのではないかと思います。というのは、大きなことを言うようですが、これから社会というのはどう変わるか分からないという状況がある中で、関西や九州の人たちが鹿児島まで何時間かで行ける状況になったときに、昔の旅好きだった人は大きな船に乗って、何日もかけて旅行をしたものです。昔の「あまみ丸」、「あけぼの丸」のような小さな船ではないので、今は6千トンぐらいの大きな豪華客船のような船でゆっくりとした旅ができるのを売りにした観光地づくりも必要ではないかと、私は思います。与論島だけを考えると息詰まるのですが、奄美大島、徳之島、沖永良部島、与論という特色のある島々が幾つも並んでおりますので、それをひとくくりにした大きな「奄美の観光という中での与論島」という位置づけで差別化し、こうした観光地づくりも考えていかなければいけないのではないかと、私は思っているところであります。チケット1枚で各島々をずうーと回って、4、5日かけて行き、そして沖縄に行って飛行機で帰るという観光の形も企画していいのではないかと思うところであります。こういうことについては、やはり視野を広く持って、いろいろとこの辺りのことについて常に調査研究していくのが、これからは大変必要なのではないかと思いますが、そこはどう考えますか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 与論の場合、今まで夏場は昔の昭和53年など、昭和時代は船が、海を中心であったわけです。飛行機の搭乗率からすると、飛行機が小さいせいもあり、船が主だったわけですが、今回新幹線が開通すると、今度はまた船の時代が来るのではないかという期待を非常に持っています。これはもう先ほど議員がお

っしゃいましたように島伝いのチケットで見て回れるようなコースが組めるのではないか。鹿児島空港から鹿児島新港まで来てとなると非常に距離が、乗り継ぎの距離が非常に遠いのですが、新幹線であればすぐに船で島伝いができるのではないか。そのチャンスを逃さないように各島々とも相談しながら、広域事務組合を中心になって、その対応はしたいと検討しておりますが、本町の方からも能動的に働きかけていく必要があるのではないかと思っております。

○議長（町田末吉君） 2番。

○2番（林 隆寿君） 是非、お願ひしたいと思います。

引き続き関連質問ですが、今国や県においては観光産業の振興を重点施策として推進している現状がある中で、与論町においても観光産業がほかの産業に及ぼす効果の重要性を再認識して、最重点施策として位置づけるとともに、今後関係施策の遂行を県に対しても強く訴えるなど、確固たる産業・経済基盤を築くことで、将来与論島の子どもや孫が立派に引き継いでくれるのではないかと思います。このままでいくと、人口は減少の一途をたどり、中高一貫教育が崩壊する可能性も出てくるのではないかと心配しております。

また、3小学校の維持、存続も難しくなってくる可能性が考えられます。そうなってからでは遅過ぎると思うのです。最重点施策として位置づけることについては、どのようにお考えか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 最重点施策ということになれば、第1番目にということになるわけですが、先ほど申し上げましたとおり、農業も漁業も観光産業の1つの要素でありまして、相対的に与論で最重点施策として観光を据えても、農業も漁業もきちんとしないと成り立たない要素が非常にあるわけです。といいますのは、ほかの観光資源が非常に少ないわけです、与論の場合は。したがいまして、食の方にウェイトが非常にかかるという形になるわけですが、ただ、今までどおりのやり方では観光は浮揚できないということも身を持って体験してきておりますので、ある程度予算をかけながら進めていきたい。第5次振興計画の中でも観光振興は最重点目標として位置づけていきたい。特に、観光の場合は、1、2年ではどうにもならないわけで、効果が出るまでには、行動を起こしてから5、6年以上は必ずかかる。今日やったから明日すぐ結果が出るというわけではない。農業生産とかだとすぐ出てくるわけですが、観光は効果が後にしか出てこないものですから、非常に投資がしやすいところもあるわけですが、町民の御理解を得て、できるだけ観光予算もつけてやっていきたいと考えております。

○議長（町田末吉君） 2番。

○2番（林 隆寿君） そこなんですね、ですから、最重点施策として位置づけ抜本的な改革をしなければいけない。この時期にやらないと何か問題が出てきてから、極端に言えば、3小学校のうちの1つが廃校になってから、慌ててやっても、なかなか若い人たちは、「はい、そうですか。じゃあ、与論に行って子どもを産みましょう。」とは言わないはずです。今のうちから将来への備え、条件整備を確固たるものとするためには、いろいろな施策を推進しなければならないのですが、その1つとして観光がいろいろな業種に及ぼす影響については皆さんも分かっているわけで、そこをよく理解していただいて、これを強力に推進するのが私たちの役目ではないかと思うのであります。

ちなみに、せっかく資料を出したので、ちょっとこれを御覧いただきたい。詳しい資料、数字が載っていないものですから、大変申し訳ないのですが、農畜産物の売上げ・成長については、畜産業は昭和60年度は1億8,000万円であったのが、現在ではもう10億円以上です。これで、私が覚えているのは、当時昭和54年度の、山市郎町長の時ですかね、聞いたのが「これからは赤牛、黒牛を飼って、与論の経済を発展させなくちゃいけない。」こういう掛け声をされたことがあります。私はまだ覚えておりますが、それから町が一体となって、畜産の振興に全力を注いできた。今までに何十倍と上がっていて、もう10億円以上です。このようにみんなで力を合わせてやれば、効果が出るという参考事例が出ているわけで、これも参考にして是非取り組んでいただきたいと思います。ちなみに、野菜は昭和60年度は1億5,000万円だったのが現在では3億円以上で、花きについては3,000万円だったのが、もう1品目で1億円の産業になっておりますが、それでもまだ満足のいく数字ではありません。ですから、この観光の波及効果というのは1つにはこういうことにも影響があるのです。与論島に来られた観光客が与論島で見た花、野菜、水産物を食べて、「ああ、おいしかった」「きれいだった」と。そして、地元に帰ってその時にたまたま市場でそれを見て、「これは、与論島産だ」「私は行って食べた」「おいしかった」と、それが1番のコマーシャルといいますか、口コミのコマーシャルが1番効果があると思います。私が昔、かぼちゃを大阪や東京に行った時にいろいろ話をすると、観光の、与論の観光の話をされるのです。それとダブらせて与論かぼちゃのイメージを持っていただいたこともありました。それと、里芋を販売に行くとき、20年ぐらい前、販売に行くときにやはり当時は観光地・与論島というのがまだまだ人気がありましたから、行くと必ず「与論島の海は、きれいですよね。」という話をされて、それから里芋の話をします。その時に、「あんなきれいな海のそばに、きれいな赤土があって、そこに里芋をつくってるんですよ」という話をすると、イメージ的にすごく農産物の売込みに

も役立ったという経験を私は持っているものですから。それと、水産業といいますか、海の資源の加工品というのは、1番与論の何と言うんでしようか、お土産のメインになり得るようなものではないかと思いますので、そう考えると、観光にはもっともっと力を入れていただきたいと思います。

それから、重点施策としての取組も是非お願いしたいと思います。もし重点施策として位置づけ長期的な成長戦略を遂行していくということであれば、それなりの陣容といいまか、集中的な話し合いなり、こうした組織が必要ではないかと思うのであります。私はここに経済浮揚対策協議会と書いてあります。これは1つの仮の名前で、このような会を立ち上げて根本的に与論島の観光というのはどうあるべきかを話し合いながらやっていく、そしてそれを実践するためには、関係団体である観光協会のことですが、そこそこの担当部署の強化、私は今与論町の職員の皆さんに、目いっぱいぎりぎりまでやっておられるのはよく分かります。大変苦労されているのはよく分かるのですが、重点施策を掲げて1点集中で、そしてそれを1年ではなくて、せめて3年ぐらいはかけてじっくりやっていく。そうすると向こう10年、20年、30年間にわたる大きな基盤ができるのではないか、そういう意味を込めて私は重点施策と言っているのですが、そうする必要があるのではないかと思いますが、町長のお考えを。

○議長（町田末吉君） しばらく会議を延長します。町長。

○町長（南 政吾君） 確かにいろいろな観光関係、それから産業関係などの、いろいろな会が一杯できているわけですが、なかなかこれと言って何と言うんですか、具体的に効果が出てきているのが非常に少ないわけであります。しかし、また一方では、会をつくることが果たして必要なのかという点もあるのではないかと思います。といいますのは、たとえば観光については、観光協会以上に観光についての知識と熱意を持っているところはもうないのではないか。どんな組織をつくってもです。ですから、私は観光関係であればもう1回おのの町の観光課の持ち分、観光協会の持ち分、そしてもう1つ加えるんだったら、商工会とかいろいろな関係団体の持ち分というのを、はっきりさせる必要があるのではないか。といいますのは、私はこのことを申し上げたことはないのですが、町の本分としては、与論島は観光地であるという認識ができるだけ全国民に知らしめる責任があると。そして、それをを利用して観光協会の会員の方々がお客様を呼んで来る。町がお客様は呼んで来るという考え方になると、お客様に対してのサービスという点に非常に問題が出るのではないかと。お客様を呼び込むという主体は宿泊関係の方々とかお土産品の方々にやっていただきいて、そのフォローを町はやる。ただし、島の宣伝は協会、いわゆる町サイドでやるという考え方のすみ分けをきちんとやって、お互い1

回はそういう形で進めてみようかということが必要ではないかと思っているわけです。それには、今おっしゃったように、こうした協議会を組織する必要があるのでないかということであれば、またつくるということになるかも知れませんが、1番観光に対して熱意を持っている方々の意見の集約を、もう1回やる必要があるのではないかと思っているところであります。その上でまた考えて行きたいと思います。

○議長（町田末吉君） 2番。

○2番（林 隆寿君） 是非お願いします。今商工観光課の職員の中で観光の担当をされている方々、あるいは観光協会の方々というのは、今までにいろいろな話しをして、いろいろなアイデアを出して、いろいろな施策も考えていらっしゃると思います。ただ、それが実現されているか、実施されているのか。お金がないために、予算がないためにできないのか。そういうものもたくさんあると思います。そういうものを全部掘り起こして、そしてそれを具現化できるような体制をつくるというのが大切だと思います。ですから、私ははつきりは言いませんが、そういう今までの蓄積されたアイデアなり、情報なりというのも全部掘り起こして、はじめから観光・与論を再構築する意味で、ここで思い切った手を打たなければいけないと思いますので、是非お願いしたいと思います。

それから、この資料2の（3）のところに、大島郡内の所得指標というのが載っています。これは町勢要覧にも全部載っていますので、そのままの数字で出しています。これを見て、与論町は所得指標では郡の平均以下ではあるがビリではないからいいやということではなくて、やはり平均よりは上を目指すというのがいいのではないか、皆さんだれでもそう思っていると思います。この数字を見て、どのように認識されているか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） この数字は、与論の場合、主に農家・1次産業を中心としたものではないかと思います。といいますのは、商業関係では人口の割合からいきますと、なかなか難しいのではないか、所得としてはです。それを考えた場合に、農業を主体とした所得が出ているのではないかと思うわけですが、面積等からいきますと、私は非常に頑張っている方ではないかと思っているわけですが、少なくとも平均以上にはなるよう、早急に頑張っていく必要があるのではないかと思っています。

○議長（町田末吉君） 2番。

○2番（林 隆寿君） やはり大島郡一になりたいとは思いますが、そのためにはみんなで努力していくかなければいけないと思います。町長が3期目の立候補をされたと

きに、観光元年という公約をされました。その言葉を具体的な政策として実行していただければと思います。

最後に、将来与論島を子どもや孫に立派に引き継いでもらうためには、先ほども言いましたように行政機関のサービスが十分に行き届き、若い人たちが島にとどまり、家庭を持ち、子どもを育てていける島づくりをしなければならないと思っております。どうか、観光産業の重要性を再認識していただき、与論島民が全員せい沢とまではいかなくても、毎日の生活に困らないような、心豊かな生活が送れるような島づくりをしていただきたいと切にお願いし、町長のコメントをいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（町田末吉君） 決意のほどを、どうぞ。町長。

○町長（南 政吾君） 職員を挙げて一生懸命頑張りたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

○2番（林 隆寿君） よろしく、お願いします。

○議長（町田末吉君） これで、2番、林隆寿君の一般質問は終わりました。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（町田末吉君） ここで昼食のため、暫時休憩します。午後は2時から開会しますので、よろしくお願ひします。

-----○-----

休憩 午前12時08分

再開 午後01時59分

-----○-----

○議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議でございます。

-----○-----

日程第5 議案第23号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（町田末吉君） 日程第5、議案第23号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第23号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（平成21年法律第65号）、並びに国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第93号）によ

る地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成3年法律第110号）の一部改正が、本年6月30日から施行されることに伴う、一部改正であります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。5番。

○5番（喜山康三君） この内容についての概略を、担当課の方でちょっと説明をお願いします。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） これは条文の改正に伴いましての条例の改正でございますが、3ページの分です、改正前と改正後の条文がございますが、「職員の配偶者でその子の親であるものが、常態としてその子を養育することができるものとして規則が定める者に該当する場合における当該職員を除く。」とありますが、専業主婦的な感じで子どもの面倒見る人がいる職員は除くでしたが、これは削除されております。

以上です。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 職員にとっては優遇措置をとられている形の改正になっておりますが、直接関係ありませんとは思いますが、非正規職員に対してはどういう形になりますか。もちろん、当然この法律は適用されませんが、与論町ではどういう形でされていますか。何か、ありますか。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 次の第24号でも関連はしてまいりますが、職員ということで明記してございますので、臨時は除いているものと理解しております。

○5番（喜山康三君） 準じて行われることですか、適用される。

○総務企画課長（元井勝彦君） いや、正職員だけというふうに理解しております。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 当然非正規については、何らないことは理解できますけど、与論町として、何かこれに対してこういう非正規職員に対してのそういう措置とかはありますかということです。何かまた考えていらっしゃいますか。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 現在はございませんが、今後検討していく必要があると思います。

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第23号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第23号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第24号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（町田末吉君） 日程第6、議案第24号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第24号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（平成21年法律第65号）、並びに国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第93号）による地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成3年法律第110号）の一部改正が、本年6月30日から施行されることに伴う、一部改正あります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。5番。

○5番（喜山康三君） 23の議案と同じように、非正規職員に対する職員の育児休業、それから介護など、これについてはどのようになってますか。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 今回この改正は、育児休業することができない職員に非常勤職員とか、臨時の任用される職員が入ってなかつたのですが、ありましたが、これを除外するということでございまして、臨時的な職員の方に、こういう・ということでございます。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 以前にも、非正規職員、臨時職員の待遇改善についても、いろいろ要望してきましたが、こういう形で少しずつ待遇改善されてることに対して非常にありがとうございます。

それで、5月、4月の新聞報道にも育児休業とか介護についての今度改正されるということで報道があったのですが、いわゆる今民間の場合ではノーワーキングノーペイ、要するに働いている日数とかに準じて、いわゆる賞与とか退職金とかに影響が出る会社も出でると聞いてるのですが、この法律ではいわゆる介護の休暇とか休業、休暇を取ることによって、そういうものに影響があるのかどうか、その辺はどうですか。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） その辺は、ちょっと十分でないわけでございますが、そのようなことがないように定めているものというように理解はしております。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） たとえばその場合は、いわゆる有給休暇になるのか。その給与の8割給付、普通の8割給付になるのか、半分になるのとかいろいろあるみたいですが、こういう休暇を取ったときの、いわゆる休暇に対して給料が減ったりとかあるのか、そのあたりについてはどうでしょうか。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 給与が減るとかということですか。御質問の内容。

○5番（喜山康三君） 来た給与が減らされるということですよね。全額、たとえば全額月額給与が支給されないと。休暇を取ったときには、その分の8割の日数計算でするとか、そういういろいろな形が出てるんですが、今回この場合はどうなりますかということを聴いてるんですが。

○総務企画課長（元井勝彦君） 育児休業の場合は、支給はしないです。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 詳細については、またあとでお聴きしたいと思いますので、可能な限り非正規職員についての待遇改善をこの機会を逃さないで、ぜひ場内でもきちっとした方向付けと取り決めとかをしていただきますよう要望しておきます。
以上です。

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第24号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第24号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第25号 与論町火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（町田末吉君） 日程第7、議案第25号、与論町火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第25号、与論町火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

この改正は公の施設の効率的、効果的な管理運営を図るために条例の一部を改正するものでございます。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。3番。

○3番（供利泰伸君） 1点だけ聴きたいことがあります。その改正した後に、遺体の一時保管ということで、24時間ごとに1,000円と書いてありますが、この遺体の一時保管という、ちょっと仕方、場所、それをできれば教えて欲しいわけです。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） 御説明申し上げます。今回の条例の改正は、この条例は火葬場ができました平成15年の4月から条例に従いまして運営しているわけですが、昨年警察の方から、これまでなかったわけなのですが、いろいろな事件が発生した場合に、実際去年は2件ほどあったわけですが、その遺体について保存をしたいという申し出がございました。たとえば検視の専門の警察官が来られて検証するわけですが、その場合に、島外からいらっしゃるということで、どうしても遺体を1晩、場合によっては2晩とか保管しなくてはいけないということで、いろいろ警察の方でも検討された結果、火葬場の方に遺体安置ができる冷蔵庫があるということで、どうしても町の方の火葬場を使わせていただきたいという申し出がございました。しかし条例の中に、そういった場合に冷蔵庫は空いているわけですが、そこに遺体を安置した場合に、使用料とかいろいろな責任関係とかそういったことはどうなるのかというのもございました。それで、そのあたりをはっきりときれいな形に整理したいという形で提案させていただきました。具体的には今御質問のお答えですが、冷蔵庫がございますので、その冷蔵庫の中に遺体を安置しまして検視を待つということでございます。そして、それに応じてその遺体を引き取るべき方であったり、場合によっては警察であったりすることもあるかと思いますが、その料金を必要最小限の料金をいただくということで条例の一部改正を提案させていただいております。

それから、公の施設としてはやはり、この条例のちょっと不備な点がありまして、使用の申請を受けた場合に、どういった場合には使用の許可を取り消すことができるとか、そういう規定がなかつたものですから、たとえば具体的に申し上げますと、暴力団絡みであったりとか、そういう組織とか団体であるとか、個人とかから申し出があった場合には公序良俗に反するとかそういう場合にはお断りができるというふうな形に改正させていただきました。

以上でございます。

○議長（町田末吉君） いいですか。5番。

○5番（喜山康三君） 今の答弁を聞いて、ちょっと気になる点があります。これ警察

の検視とか、検視の必要性があつて、公共施設で遺体安置をする必要が発生するかもしないということをおっしゃっていますが、これはこういうことで間違いないですか。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） ほかの市町村は、県内いろいろ調べてみました。実はほとんどのところでは条例の規定がなかつたり、あるいは預かっていないというのが実態でございまして、たとえばしっかり警察署がそういった施設があるというところでは、当然警察署の中で保管しているというのが実態のようございまして、与論の場合は、ちょっと特殊といいますか、派出所自体が小さくて、どうしてもそういうたとえば夏場なんかの遺体が傷みやすいとかそういった時には、非常に不便だということでどうしてもお願いしたいということが去年2回あります、2度実際に保管しております。ですから、第一義的には当然警察署自身で対応していくべきですが、私ども自治体としましてはまたどうしてもやむなしということであれば、そういった例外で、あくまでも例外的な措置ということで、これは当然通常あるべき姿ではないのですが、例外的にそういうケースもあるということで提案させていただいております。

以上です。

○5番（喜山康三君） これについて、町長の意見。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 私どもとしては、ここは一応観光地ということでやっていますので、そのぐらいの都合はする必要があるのではないかと。特に、警察問題もあるわけですが、今度は海難事故とかそういった問題も考えたときに、やはりその対応はしなくてはいけないのではないかと考えております。宿泊施設でやるとかというのは非常に私も経験がございまして、それは早急にできればいいですが、その対応がすぐにはできないということであればなおさらもう大きな問題になるわけあります、その点はぜひお願いをして対応していきたいと考えております。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 同じ遺体を預かるにしても、そういう単なる事件ではなくて、事故の場合はもちろん警察が調べて、別に事件性がないということで引き取る形、遺族というか引き取ってそれを安置したときに遺体を保管、預かる間、いわゆる宿泊施設とかでは非常にほかのお客さんにも迷惑をかけると。これは当然、これはわかります。だけどこれが、いわゆる刑事事件とかに關した形の検視のための預かりとなったら話は別だと思います。逆に、私も刑事訴訟法は詳しくないのですが、遺体の検視というものは、いわゆる証拠物件なわけです。事件の証拠物件です。その

証拠物件を公の施設が簡単に預かりしたときに、これが裁判になったときに、この検視はおかしいとなったときに、町の預かり方はどうなっていますかという形が問われ兼ねないのも出てくるわけです。だから、警察からのこの検視についての遺体のための預かりというのは基本的にやってはいけないことではないですか。これはやめるべきです、これは。課長、町長、これはどう考えても、こういう事件絡みの検視の遺体というものを与論町が公共施設で預かるということはやってはいけないことだし、たとえこれが検視されて1つの証拠となったときでも、検察がやったこの証拠を調べれば、これ無効になるおそれがあるのではないかですか。どうですか。ば一っと考えてですよ。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） その件については、私どもが引き取って預かるということではなくて、場所を提供するということで、あくまでも警察が責任を持ってやるということありますので、考える必要もあるかもしれません、その点をそこまでそこまでは考えなくてもいいのではないかと。やっぱり、都合で、この小さな島であんまりきっちと線を引いてやるよりは、またある程度のそういうのも問題あるかもしれません、私の方としては、せっかくみんなの税金でつくらせていただいているわけで、やっぱりそういう点も都合をつける必要があるのではないかと思って、受け入れていいのではないかと判断しております。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 受け入れるなら、受け入れるとして警察がそれを管理した場合に検視のために預かった場合に、その時の施設の保管のあり方について警察がどこまでどういう責任を取るかということについての取り交わしは何もないわけでしょう、今の状態では。そのことについての取り交わしをした上でなら、私は特段問題は別に考えませんが、今の状態ではただ預かるという形では非常に大きな問題を残すのだと、私はそう考えますけど。その点はいかがですか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） その点はちゃんとやってまいりたいと思います。

○議長（町田末吉君） いいですか。これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第25号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号については、委員会付託を省略することに決定しまし

た。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第25号、与論町火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号、与論町火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第26号 平成22年度与論町一般会計補正予算（第2号）

○議長（町田末吉君） 日程第8、議案第26号、平成22年度与論町一般会計補正予算（第2号）を、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第26号、平成22年度与論町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

補正予算の歳入の主なものといたしまして、子ども手当の支給に関する国庫負担金の5,114万5,000円及び県負担金の306万2,000円が増額になっているほか、県補助金であります重点分野雇用創出事業補助金が1,482万4,000円の増額、また介護基盤緊急整備特別対策事業補助金が新たに2,625万円計上されております。このほか、庁舎建設基金繰入金が2,844万1,000円、平成21年度一般会計からの繰越金が2,784万1,000円、辺地対策事業債が1,080万円を計上しております。

次に、歳出の主なものといたしまして、総務費で重点分野雇用創出事業の農林水産物等販売促進事業879万5,000円、民生費で介護基盤緊急整備特別対策事業補助金2,625万円、及び子ども手当支給に関する国庫補助扶助費5,160万1,000円、商工費で重点分野事業の業務委託事業である（「人」で変わる「人」で変える地域の観光地づくり事業）に742万円、土木費で役場南倉庫及び周辺整備事業で工事費1,867万8,000円、教育費で茶花小学校3階校舎外壁補修工事関係で475万円などが計上されております。

歳入歳出予算にそれぞれ1億9,326万1,000円を追加し、一般会計予算総額37億2,391万7,000円となっております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。8番。

○8番（喜村政吉君） 朝、林議員の方から一般質問の中で、大変観光振興についていろいろと議論が交わされたわけでありますが、この観光商工費の中で、「人」で変わる「人」で変える地域の観光づくり事業というものがありますが、これの内容について御説明をお願いいたします。

○議長（町田末吉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久留満博君） それでは、御説明を申し上げます。重点分野の雇用創出事業ということで、主だったものは人件費の方にかかるわけですが、事業内容といたしましては、町の資源を島独自の観光地づくりを目指し、地域資源の調査並びに観光知識の取得により魅力ある観光地づくりを行うということで、内容といたしましては、地域の資源の調査、観光地の景観整備、観光地の看板の作成、観光マップとリーフレットの作成というのを計画してございます。総事業費は742万円でございますが、そのうちの人件費を672万円、4人の方を雇用をいたしまして、何とか島の資源を再発掘をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） この業務委託というのは、だれに委託されるわけですか。今、4人の人件費がどうのこうのと言ってましたように、町内の方でしょう。

○議長（町田末吉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久留満博君） 委託先といたしましては、一応観光協会の方に委託をいたしまして、業務の方はサザンクロスセンターを拠点にして進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 742万円のうちの672万円が人件費ということですが、ほとんどサザンクロスの職員と観光協会の方に委託されて、地域の資源をいろいろ発掘して観光の振興に結び付くということですが、たとえば、この事業の中に緊急雇用の創出とか、国から今やってるそういうあれも絡んでいるのですか。

○議長（町田末吉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久留満博君） 事業計画の中では、新規雇用を条件に付けておりまし

て、一応4人の方を新しくお願ひをする予定にしております。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 新しい事業、朝も様々に過去の数字に当たる観光の低迷とかそういうものをいかにして再構築して活性化していくかということは盛んに論議されたわけでありますが、ぜひともこの新規事業の中で、そういうものにしっかりと新たな取り組みの中で結び付いていくようなことをしっかりとやはりお互いが観光協会をまた詰めて、それに関連する方々もですけど、しっかりとそういうものをやはり意識的に自覚を持って取り組んでいくことによって、初めて予算も有効に生かされていくことだと思いますので、その点はしっかりと自覚を持って取り組んでいただけるようにお願いしたいと思います。

それと、これに関連していわゆる、関連というか同じ観光課のあれであります
が、ゆんぬ体験館ということが当初予算でも言われたわけですが、聞くところによると、場所の問題がいろいろ取り沙汰されておりましたが、最終的にその場所はどこに決定してぴしっと地元とかあらゆる方面の異論もなく、合意が形成されたのかどうか、その点をお聴きしたいと思います。

○議長（町田末吉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久留満博君） 体験館の敷地につきましては、5月の連休明けに地元の城公民館の運営委員の方々あるいは老人クラブの代表の方々、つまり最初我々が計画をいたしておりました広場のところの御説明を申し上げたわけですが、せっかくの場所ですので、何とか場所を変更していただきたいという要望等も地元の方からございましたので、地元の意向をいろいろ検討しました結果、サザンクロスセンターの東側の方に調整池ということで池がございますが、ここの一帯ベランダ部分を下駄を履かせた形で完全に埋めてしまうという方法でなくて、池も利用しながらの工法でいければというふうに検討を申し上げましたところ、地元の方々も満場一致で賛成をしていただいて、その方向で進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 次に、環境課の方であります、ヤンバルトサカヤステの駆除の業務委託ということでありますけども、これは中身はどういうふうにどこに委託されてやる事業なのでしょうか。

○議長（町田末吉君） 環境課長。

○環境課長（港沢勝君） これの薬の委託につきましては、今JAさんの方に薬がございますので、その方に委託をしてまいりたいと思っております。薬剤につきましても、いろいろ種類があるようですが、今のところコイレットという薬の方がよ

く効くようでございまして、それを考えております。まだほかの町村とかいろいろ調べてみましたところ、やはりコイレットの方が多いようあります。JAさんのほか、グリーンセンターの方で売ってるコイレットが対象、ほかもありますしそうが、今のところそちらの方を対象としておりまして、まだほかにありましたら、そのほかの薬剤も対象にしていいかと考えております。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） これはもう10年ほど前から、えらい大量に発生してですね、朝戸集落辺りで、ものすごく問題になったことがありまして、その後はもうあまりこの問題について聞こえなくなって、最近またこういうことになっているようですが、これ島内で大分この発生が増えているいろいろな面で害とかそういうのが現実的に出ているという状況なんでしょうか。

○議長（町田末吉君） 環境課長。

○環境課長（港 沢勝君） はい、そうです。今年になりまして、野崎道の付近で発生いたしまして、ちょっと聞いてますが、伊波の方でも起こっているようです。ということで、これまで平成14年までに発生いたしまして、そのあと音きたがなかったのですが、今年になってそういう発生が聞こえたものですから、結局計上をさせていただきました。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） さっき議員の方からも農地とかそういう田舎の方では以前からもやはり見えたりはしていたのですが、前の大きいのではなくして、昔から島にあるような小さなやつと新たに発生した大きいやつの中間みたいなやつが畑の中にも結構見当たるわけなんです。何か聞いた話というか、テレビか何かで覚えている話では、あれ、農地とかそういうものに対しては別に害にはならないということを逆に言えば、ミミズみたいな役割を果たすんだという話も聞いたことがあるわけなんです。家屋の中に入っているいろいろなことになれば、ものすごくもう衛生上も悪いわけですが、もし今私が言った、たとえば農地とか耕地にはたとえばミミズみたいな役割を果たすとかいうことについて、もしそれが本当なのかどうか、聞いたかどうかわかることがあるならば、またその点についてもちょっとお答えいただければ、わからなければ結構ですが。わからないですか。

○環境課長（港 沢勝君） 不快害虫とだけしか認識していないものですから。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） じゃ、今度ぜひ研究してみてから、また教えていただきたい。有効に活用できるものであれば、それは家の中に入れないので、畑とかそういうのに、いいならばまた。害になる部分もまた別の角度から見ればまたプラスになるか

もわからないから、そういうふうにしてやっぱり生かしていくというのもまたいい方向かもわかりませんので、ぜひ研究してから教えてください。

最後になりますが、あと1点です。子ども手当について今年の6月から支給されたわけでありますが、そのいわゆる対象件数とまた総額を教えていただきたい。さらにまたそれを受けられる方々がどのような認識を持っておられるのかという点と、そしてまた課長自らこの効果といいますか、どういう効果があるのか。またさらには、今、取りざたされておりますように、これがずっと続いていくのか。財源の関係で、次からはまた半分は現物支給するとかいろいろな問題がありますが、今現段階における効果またそういう認識というものについても合わせてお伺いをしてみたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） ただいま御質問いただきました内容、予算上は20ページと21ページに計上してございますが、当初予算を計上しましたときには、まだ国会の審議がなされてなかったということで、今年の3月26日に国会で法案が成立しましたので、それを受けて今回の修正の補正ということになりました。手当の全体的な概要ですが、御承知のとおり当初マニフェストの中では1月2万6,000円ということでお話しがありましたが、結果的には現在のところ1万3,000円の支給ということで、年額で申しますと22年度で予定としましては9,148万1,000円という額を予定しております。そして6月、ついこの前支給をいたしました。1部2月、3月分の児童手当も含まれております。それを含めて子ども手当を4月、5月分という形で支給させていただきました。トータルでいきますと、6月支給分で2,601万8,000円支給をしております。もちろん10月になりますと、今度は児童手当の分はなくなりますが、概ねやはりその4カ月分ですので、子ども手当が9月、8月、7月、6月分を支給するという形になります。その次は2月に支給になりますが、2月に支給する分もまたその直前の4カ月分ということになりますので、1月分までということになりますて、来年の3月、4月分につきましては、23年度の予算で払っていくということになります。それから、今後の流れですが、ついこの前菅内閣が発足いたしましたときに、長妻厚生労働大臣は、この子ども手当については昨今の財政状況を考えると満額2万6,000円の支給では難しいのではないかと発言されておられました。場合によっては、これはあくまでも推測ですが、1万3,000円のままでいくのか、あるいはそのほかに保育サービスあたりを充実する形で補っていくのか、そのあたりはちょっとまだ不透明ですが、大臣のおっしゃるように満額の支給は難しいのではないかというお話をございましたので、そのとおりではないかと思っております。あと町民の反応

ですが、なかなか難しい御質問でございますが、やはり私ども今与論の経済非常に落ち込んでおりますので、いただけるものはそれはみんな喜んでお受けになっているという状況でございます。また、中には5人ぐらいお子さんがいらっしゃる方が2世帯ございます。その方になりますと、 $5 \times 1\text{万}3,000$ 円ということで、相当な額になります。そういう意味で、今回の子ども手当は与論にとっても非常にありがたい施策だと思っておりますが、長期的にはどうなのかなという部分もございますが、それはまた私の立場ではお答えできませんので、遠慮させていただきます。

以上です。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） はい、ありがとうございます。実は、私たちの総務厚生委員会に、いわゆる子ども手当を廃止せよという陳情とかが来ているわけです。そういう意味で、様々な意見がありますので、やっぱりお聞きして、また審議するのにも参考にしていかないといけないなという考え方も1面ではあっていろいろお聴きしたわけですが、結局今の流れからいければ、現状のいわゆる半額は支給するけど、あの半額は現金支給になるか、どういうことになるかわからないと。そしてまた、反対論者の方々から言わせれば、これはいわゆる少子化対策なのか、経済対策なのかいろいろ議論があるところですが、いずれにせよ、我が町民にとりましては、そういう金が入ってくるということは、プラスであって、決してマイナスではないと思うわけです。そこで、やはりしっかりとまた国から下りてくる金を、もちろんいただくのであれば、やはりしっかりとそれを生かしていくというのは、その地域の担当また町民、そういう独自のやはり発想が必要だと思います。特に、今度いわゆる現金支給ではなくして、いわゆる保育のサービスとかいろんな面で現物支給といいますかね、そういうふうに生かされるとなれば、やはり今のうちからいわゆる保育や少子化や子育てにどういう問題点が我が島にはあるのかということをしっかりと調査研究して行くことによって、より有効に金というものを生かしていくことができると思いますので、ぜひそういう点も念頭に置いて、対策を練っていただきますようにお願いを申し上げて終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） まず最初に16ページ、これ15ページの最後のページの業務委託料、財産管理費 $2\text{万}3,000$ 円、水道課移転に伴う電話回線設置委託料が $1\text{万}7,000$ 円ですか、その次、移転でもある電話線移設委託料、水道課移転に伴うネットワーク配管委託料とあるのですが、町長、これ見て私の感じとして二重投資ではないかと思うのですが、せっかく与論町が光ブロードバンド、自分

でそういう施設を構築したわけですので、いわゆる I P 電話の利用による、公共施設間の電話は、インターネット電話が全部使えるような状況になってきているわけです。ほかの会社とかは、もうそういう形で電話料削減にとりかかっていますが、光ブロードバンドがせっかくできたのに、電話料がどのくらい安くなったか、今後ちょっと調査してみたいと思いますが、この辺をどういう形で町のあれに利用されてるのかなあと。これ、今この予算を見たら、I P 電話とか、いわゆるブロードバンドのせっかくの施設を有効利用していないのではないかと。相当これ電話料が浮くのではないかかなあと思ってますが、その辺について、研究と今からの事業の在り方を検討する必要があるのではないかと、その点について、総務課長。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） これは県道の拡幅でございまして、水道課の場所が撤去になる予定になっております。それで、パチンコ屋の西側の方に、新しい庁舎ができますが、そこに回線を引くという工事でございまして、I P ということでありましたが、これはその回線を引かなければ I P もできないわけでございますので、そのための工事費として計上いたしております。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 述べている趣旨はわかるのですが、そういう形でのいわゆる通信費とか、通信設備に対する投資額の削減ですね、その辺についてをもう少し研究するよう要望しとります。

続いて、さっきの 22 ページの環境課の最終処分場用地の造成用ダンプ借上料となってるので、この最終処分場用地とはどういう意味か、またこれについて説明をお願いします。

○議長（町田末吉君） 環境課長。

○環境課長（港 沢勝君） これは最終処分場の用地として一応立長の兼母にあります B コン跡地、今建設課の方で建設残土を盛り上げてあるところの方を想定しておりますが、その造成費でございます。一応、これだけで造成できるわけではございませんので、とりあえず必要最小限の工事ができればと思っております。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） この処分用地はまだ決定を見てないとお聞きしてたのですが、これは決定されたのですか、町長。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） その場所については、もう御了解をいただきまして、そこにやるということで今検討して進めているところであります。この整地のことは各ため池を掘った土を全部向こうに盛り上げてありますが、あれを整地するということで

す。あの場所につくりたいという考え方をしております。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） つくることを考えてはなくて、決定したからこうして予算をつけてるわけですよね。つい最近の話ですが、周辺の土地を何か物色しているという話とか、いろいろな話が入ってきたのですが、1町歩とか2町歩とか3町歩とかその辺の土地を全部買うとか、あるいはその上にサッカー場をつくるとか、いろいろな話を聞いてるんです。これはすごい話があるのだなあと。わしら議員でも知らないような話が町民から聞こえてくるからなのですが。場所はもう決定していると、そして造成料が90万円計上されると。それをどういう形に配置するかですね。どれぐらいにするかということをある程度の説明は議会にもしてもらいたいのですが、その点はいかがですか。

○議長（町田末吉君） 環境課長。

○環境課長（港 沢勝君） 今、土地についてはその1町歩、2町歩とかという話は、私の方もそういうのは言ったこともしゃべったこともございませんし、またお願いしたことございませんし、それ皆様方憶測で話が飛んでいってるのでないかなあと考えてるところでございます。今、環境課の方で考えているのは、今Bコン跡地のあそこの残土を埋めたところを。

○5番（喜山康三君） 考えてるのではなくて、決定したのでしょうか。

○環境課長（港 沢勝君） ええ、決定です。

○5番（喜山康三君） じゃあ、ばかさないで、はっきり言ってもらわないと。

○環境課長（港 沢勝君） してるところです。以上です。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 続いて、29ページ。教育長、東十条で、これ19万5,000円の食糧費ね、いわゆる飲み食い費です。そしてまた、植樹に10万円、29万5,000円。この幾ら記念事業とはいえ、飲み食い費19万5,000円、堂々とよく計上したものですなあ。これ町民が見たら何と言いますかね。どういう感覚でこういう予算を上げてるのですか、町長。少しは、恥も外聞もないような予算上げないでください。これ、食糧費で何、これ食糧費で。29ページ。

○議長（町田末吉君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（野田俊成君） 御説明いたします。東十条小学校の方から保護者と職員、それから児童、70人、さらに大牟田、荒尾、与論会関係、教職員関係が10人、多額の旅費を費やして30周年記念事業のために、記念式典のために与論の方にお見えになります。そういう中で、与論町の方からは2,000円なりの会費をちょうだいして、この記念式典のための祝賀会を盛大に催すということで、

今進めているところですが、多大な旅費を御負担して来ていただく方々から、さらにその祝賀会の会費を徴収するのはちょっと申し訳ないということでの予算計上、お願いでございます。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 今のこういう財政の中で、この東十条の方々やいろいろなお客さんが来たからということで、こういう形の食糧費を計上して、この方々が喜ぶと思いますか。そして、与論町民に対して説明はつきますか。自分なんかでお金出してやりなさいよ。こんなの町民に説明つきません。冗談はやめてください。いい加減にせよ。植樹の苗木に何で10万円も使うのですか。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） まず植樹記念樹の方ですが、やっぱり東十条といいますと、何と言ってもイチョウであると、そのイチョウの木もある程度の大きさが必要だということで、植木屋さんと相談した結果、これぐらいの苗木があればおかしくないということで10万円を計上させてもらいました。

それから、下の方は食糧費だけじゃありませんで、歴代の山下為吉先生から始まって、この前お亡くなりになったのですが、東十条小学校PTA会長、夏目さんはじめ現在に至るPTAまでの会長さん、それから歴代の校長さん方、あるいは東京の与論会の佐藤持久さんなどの記念品も一緒に含まれておりますので御理解ください。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 一体何のための招待なのか、飲み食いして、自分なんかの食事してどんちやか騒ぎのための経費ではないですか、こんなの。すぐやめてください、こんなことは。もう少し本当に町民が、ああ、すばらしいと言われるような内容にしてください。そうするか、もうこの東十条とのこういうことはあっさりやめるか。どれだけ与論町に何を貢献しているのですか、具体的に。数値で示してください。

次に、移ります。観光課。直接関係ないですけど、先般課長にも補佐の方にも観光課にだけど、鹿児島水族館の特別採捕許可。熱帯魚とか、ヘコアユとか、オオトカゲ、トサカとか、イソバナとか、いわゆる熱帯魚を鹿児島水族館に展示するために、ずっと恒例的に夜の海からこれを採捕してたみたいなんです。町長、それ御存じですか。やはり、御存じではないですよね。要するに、今から資料をまた、観光課からいただくんだけどね。こうしてポンベを使って、網を使って、与論のリーフの中から、イソギンチャクやらその辺のものを、いわゆる水族館に展示するものを、与論町の漁協の許可を得て、こういう特別採捕許可というのを取ってね、ずっと

とやってるわけですよ。

課長、お聴きしますけど、こういう許可について課の方にも連絡がきたということですが、これについての採捕する数が、いわゆる数量とか名称とかにこうして、点数とかが全部300点提示されてるわけです。この300点取ったということは、だれが検証していますか。漁協で検証していますか。観光課で検証していますか。要するに、町長。与論の資源を大事にしようと、海産資源を大事にしよう。予算を出して、漁協さんにも出して、いろいろ資源保護に対して一生懸命やってる中で、こういう許可を出して鹿児島県の、鹿児島市の水族館が毎年来て取っているんです。こういうことをこそそそとやってるわけ。町長も知らないことが、10何年も町長されて。おそらく初めてだと思うです。私も初めてなんです。こういうことをしていて、観光が云々の話ではないです。これ早速取り消して、次からさせないようにしてください。この辺の資源管理の在り方、もう少し漁協に対していろいろきっちとした指導をしなくてはいけない。それは、どうですか。

○議長（町田末吉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久留満博君） 勉強不足で大変申し訳ございませんが、ただいま言わされたことは資料も、私見たことがございませんで、のちほどまた資料の方を見た上で判断をしていきたいと思ってます。ただいま初めてお聞きしました。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 町長、課長も知らないって言ってるわけです。こういうことが、されてること自体が逆に驚きです。町長も知らなければ、担当観光課長も把握していないと。それで、県のいわゆる大島支庁から来てるわけです。支庁に対して出してるわけ。この観光課についても、この辺についても、【意見する者あり】まあ、いいがね、こういう機会しか聴けないから。これについてもお願ひします。いいですか。お願ひします。

○議長（町田末吉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久留満博君） のちほど、詳しく調べてみたいと思っています。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） では、木の話をしてみましょう。緑化推進費の方で、各小学校、中学校、高校、地区連、老人クラブ連合会ということで、それぞれ10万円から7万円、6万円計上されておりますが、この財源についてお伺いいたします。それと、このように一斉に予算化されるということであれば、この各配分をされたところで、トータル的な感覚でされるのか、その配分されたところの一存で推進されるのかをお伺いいたします。

それと、見てみると、3小学校の中で、与論小学校、茶花小学校は、7万円にな

って、那間小は6万円になってるのですが、どういうことでしょう。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） そのとおりでございます、ありがたい御指摘。実は、佐藤さんがこの与論もパナウル王国を宣言したが、どうもまだ花が足りないぞということから、女性団体が新しく花壇コンクールを始め、それからさらに今年から老人クラブも花壇コンクールをしようかということで、各団体に10万円ずつあげるから、大いにそれを推進して欲しいということで60万円いただいたわけです。その前に、子ども会の花壇コンクールのときに、ちょうど審査をしていただいて、10団体応募があって、その各団体1万円ずつということで、15万円は既にいただいているわけです。その後、60万円をいただいたわけですが、高校の方がちょっと漏れていたということから、高校にもやっぱり、県立ではあるが、高校の方もいろいろ学校の施設もきれいになっているし、さらに頑張っていただきたいということから、中学校、高校10万円ずつということにして、残り各女性団体やそれから老人クラブに10万円ずつあげて、そしてあと7万円ずつと、 $3 \times 7 = 21$ 、必要だったのですが、あと1万円が足りないということで、それは自分でまた、個人的にすぐ出すからということで、一応それはこの予算を通さずに、直接那間小学校の分はあと1万円追加するということで、同じく7万円ずつをそれぞれの学校に配分ということになっております。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） もう1点お伺いしますが、配分されたところの一存でこの植樹はされるのですか、それともこの機会にひとつのトータル的なものでされるのかどうか、それをお伺いします。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） あとのその使い道については、それぞれの団体あるいは学校の方にお任せしてございます。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） 前から、この植栽の件については、植生、食草を勘案しながら、花木類はどうかという、いろんなご意見があるのですが、たとえばこういう各小中高、各団体にお願いするときにはトータル的な構想を持ってお願いしてみるというのも1つのいいきっかけではないかと思いますが、その点についてはいかがでしょう。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） それぞれの条件が違いますので、まあ一律に花木といつても、それぞれの学校によって、それから団体のその場所によって違うので、今回は

その指定はしてございませんが、今後やっぱりまち全体的に考えたときに、前から教育委員会側では、この町木であるガジュマル、それから町花であるハイビスカス、それから条件によってソテツだのアカリファだのクロトンだの、要するにそういういったような土地に適し、風向き、日当たり等を考えて植樹してくださいという推進をしてきております。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） そういうのをより促進するために、こういうときに関係者が集まって話し合いをしながら、こういうイメージでしようやという、そういう話し合いのもとに進めていくというのも1つの手ではないかと思います。今与論に求められているのは、トータル的なイメージづくりというのが1つ求められておりまし、特にこういう植栽等については、植生食草をもう一度取り戻そうという意見もあるわけです。また、そういう観点が今求められているわけですので、こういう機会にそういうところに一步踏み込んでいくと、そういうところで話し合いをしながら、小中高のみんなで取り組んでいくというところに1つの明日への夢というのが、子どもたちの夢というのが出てくるのではないかと思うかね。教育長、いかがでしょう。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） 以前にも、緑化推進対策ということで、長期計画がなされてきたのですが、なかなかそれがあまり進んでいないというようなことも聞いておりますが、新しく環境課もできましたので、環境課を中心にして、それを今長期的な本町にもっともふさわしい植樹のあり方というものを再検討していく必要があるかと思っております。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） もっと気軽に考えてみては、いかがでしょうか。こういう機会ですので、小中高、この地区連の方、労連の方々集まって、こういう気持ちをいただいたので、これを大事に生かすためにはどうしたらいいかねということの話し合いをする場を設けてみるのも、そこからいろんなことが出てくるのではないかでしょうか。そして、長期的な計画というのは確かに与論でもいろいろつくっていますが、その実践をしているかいないかというところにお互い責任もあるわけです。ですから、そういうことも踏まえていい形で実践していくために、集まって話し合いをしてみると、そういうところから発展させていくということも1つの方法ではないかというように思いますので、ぜひ考えていただきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 11番。

○11番（大田英勝君） 26ページに役場周辺の整備の予算が計上されているわけです

が、この全体像について少し説明をいただけませんか。

○議長（町田末吉君） 建設課長。

○建設課長（高田豊繁君） それでは、概略説明いたします。まず場所ですが、先ほど総務課長、教育課長の方からもありましたけど、今このパチンコ店のところに整地してございます。ここに大体コの字型にできます。こういうコの字型の形です。それで建坪が、建物の敷地、建坪が303.24平方メートルで、その一部は消防車庫でございまして、今大型消防車が入ってますけど、あれをそっくり車庫の方に移動します。その部分は2階はなくて、それ以外の部分については1階、2階ございまして、2階の部分の床面積が251.24平方メートルでございまして、総全体の延べ床面積が554.48平方メートルでございます。それで、工事費、請負工事ですが全体で3,235万5,000円になります、そうすると平方メートル当たり5万8,000円と、1坪当たり19万1,000円の工事費になります。その倉庫の完成後は、そのほかの環境課とそれから水道課を現在の位置から移転する予定にしておりますが、それに伴いまして、便所が必要になります。そういうことで、給排水とそれから下水道への接続、それから男子、女子のトイレをまたこの工事請負費とは別に賃金、あるいは原材料、委託料ということで計上させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（町田末吉君） 11番。

○11番（大田英勝君） 詳しく説明いただきましたが、あまりよくわかりません。素人なものですから、それでのちほどでも見取り図というか、平面図と言うか、大体の図面的なものをいただければ有り難いと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 建設課長。

○建設課長（高田豊繁君） 図面ができあがっておりますので、のちほど議会事務局の方に届けさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（町田末吉君） 11番。

○11番（大田英勝君） よろしくお願ひします。

それから33ページ、砂美地来館等駐車場夜間照明設置工事というのがあります
が、これは下の駐車場のところの照明なのでしょうか。

○議長（町田末吉君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（野田俊成君） はい、おっしゃるとおりです。先に野口議員さんからの御指導によりまして、防犯灯ぐらいのを付けてあるのですが、ほとんど役に立たないという御指導がありまして、今回こそは10万円の立派なものをということで予算計上させていただいております。よろしくお願ひします。

○議長（町田末吉君） 11番。

○11番（大田英勝君） 確かにほとんどというか、全くというぐらい、その目的からすると点いているか点いていないかもわからない程度のものだったので、それでやっと安心いたしました。何かイベントのとき等送り迎え、非常に向こうで混雑した場合に、何というか、送迎の関係でみんな不便をいたしておりましたので、やっとそれが解消できるということで、ありがとうございます。それでは、立派なやつをお願いいたします。

以上です。

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第26号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論を終結します。

これから、議案第26号、平成22年度与論町一般会計補正予算（第2号）を、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号、平成22年度与論町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時11分

再開 午後3時25分

-----○-----

○議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第9 議案第27号 平成22年度与論町国民健康保険特別会計補正予算
(第2号)

○議長（町田末吉君） 日程第9、議案第27号、平成22年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第27号、平成22年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

歳入で、国庫支出金251万5,000円の減額、歳出で、健康づくり推進に係る新規事業への取り組み替えに伴い、保険事業費251万5,000円を減額計上しております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第27号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第27号、平成22年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号、平成22年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第28号 平成22年度与論町老人保健特別会計補正予算
(第1号)

○議長（町田末吉君） 日程第10、議案第28号、平成22年度与論町老人保健特別会計補正予算（第1号）を、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第28号、平成22年度与論町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

補正是、歳入で、支払基金交付金3万円、国庫支出金33万8,000円、県支出金8万5,000円、繰越金64万4,000円をそれぞれ増額。

歳出で、繰出金109万7,000円を増額計上しております。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第28号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第28号、平成22年度与論町老人保健特別会計補正予算（第1号）を、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号、平成22年度与論町老人保健特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第29号 平成22年度与論町介護保険特別会計補正予算
(第1号)

○議長（町田末吉君） 日程第11、議案第29号、平成22年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）を、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第29号、平成22年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

補正の主な内容は、歳入で、国庫支出金29万4,000円、支払基金交付金30万円、県支出金12万5,000円、繰入金198万3,000円、繰越金1,478万5,000円を、それぞれ増額です。

歳出で、保険給付費100万円、前年度分精算返納金として償還金1,014万6,000円、一般会計繰出金634万1,000円をそれぞれ増額計上しております。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第29号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第29号、平成22年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）を、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号、平成22年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第30号 平成22年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)

○議長（町田末吉君） 日程第12、議案第30号、平成22年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南政吾君） 議案第30号、平成22年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

補正是、歳入で、繰越金58万円の増額。

歳出で、後期高齢者医療広域連合納付金50万1,000円、保険料還付金7万9,000円をそれぞれ増額計上しております。

御審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明を終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第30号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第30号、平成22年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号、平成22年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件

○議長（町田末吉君） 日程第13、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を、議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の林繁藏氏が平成21年12月31日で、任期満了になりましたので、引き続き当委員会の委員に選任いたしましたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。5番。

○5番（喜山康三君） この委員会は全部で何人いらっしゃいますかということと、これ、月給制ですか、費用弁償でやってるのですか、報償費。

○議長（町田末吉君） 税務課長。

○税務課長（猿渡ケイ子君） お答えいたします。委員は、3人です。林繁藏さんと今日の永野展秀さんと田中満良さんで、費用弁償です。4,800円です。よろしくお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） いいですか。これで、質疑を終わります。

お諮りします。同意第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を、採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（町田末吉君） はい、ありがとうございました。起立全員です。

したがって、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

-----○-----

○議長（町田末吉君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。御苦労様でした。

-----○-----

散会 午後3時38分

平成 22 年第 2 回与論町議会定例会

第 2 日

平成 22 年 6 月 21 日

平成22年第2回与論町議会定例会会議録
平成22年6月21日（月曜日）午前9時18分開議

1 議事日程（第2号）

開議の宣告

第1 所管事務調査報告

- 総務厚生常任委員長
- 文教経済常任委員長

第2 陳情第11号 法務局出張所統廃合に関する陳情書

- 総務厚生常任委員長

第3 陳情第8号 有元牛舎線（仮称）改良舗装整備について

- 文教経済常任委員長

第4 陳情第9号 徳ノ上線（仮称）改良舗装整備について

- 文教経済常任委員長

第5 陳情第10号 出ン池線（仮称）改良舗装整備について

- 文教経済常任委員長

第6 陳情第12号 供利新真屋線（仮称）改良舗装整備について

- 文教経済常任委員長

第7 発議第6号 鹿児島地方法務局出張所の存続を求める意見書の提出について

第8 委員会の閉会中の継続審査・調査について

総務厚生常任委員会、文教経済常任委員会、議会運営委員会、議会議員定数等調査特別委員会

2 出席議員（12人）

1番 川 村 武 俊 君	2番 林 隆 寿 君
3番 供 利 泰 伸 君	4番 福 地 元一郎 君
5番 喜 山 康 三 君	6番 本 畑 敏 雄 君
7番 坂 元 克 英 君	8番 喜 村 政 吉 君
9番 野 口 靖 夫 君	10番 麓 才 良 君
11番 大 田 英 勝 君	12番 町 田 末 吉 君

3 欠席議員（0人）

欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者(12人)

町長	南政吾君	教育長	田中國重君
総務企画課長	元井勝彦君	会計課長	佐多悦郎君
税務課長	猿渡ケイ子君	町民福祉課長	沖野一雄君
環境課長	港沢勝君	産業振興課長	鬼塚寿文君
商工観光課長	久留満博君	建設課長	高田豊繁君
教委事務局長	野田俊成君	水道課長	池田直也君

5 議会事務局職員出席者(2人)

事務局長	川畑義谷君	係長	朝岡芳正君
------	-------	----	-------

開議 午前9時18分

-----○-----

○議長（町田末吉君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 所管事務調査報告

○議長（町田末吉君） 日程第1、所管事務調査報告を行います。

総務厚生常任委員長の報告を求めます。10番。

○総務厚生常任委員長（麓 才良君） 総務厚生常任委員会の所管事務調査の経過と結果の御報告を申し上げます。

当町においては、「環境の島づくりプラン」を第4次総合振興計画の戦略のプロジェクトの1つとして位置づけ、環境保全の体制づくりを行うため、環境全般を担当する環境政策部署を新設するとともに、町としてISO14001の取得を目指すこととしております。

そこで、平成21年4月に環境課が新設されたことを受けて、ISO14001の取得について調査することになりました。なお、このISO14001の全島的な取得については、議会からも要請をして第4次総合振興計画に取り上げてもらったという経緯があります。

さて、ISO14001の環境マネジメントシステムは、国際標準化機構、（別称ISO）が1996年（平成8年）に発行したものです。これは生産や経済活動の中に、活動に伴う環境影響をできる限り小さくしたり、よい環境影響を生み出すための目的、目標を掲げ、達成度の確実なチェックとシステムの継続的な改善を続けていく国際共通の手法であります。

そしてこのシステム規格は、企業はもとより自治体をはじめあらゆる種類の組織に適用できることを意図として制定されているものであります。我が国においても、1993年（平成5年）に環境基本法が整備され、その後2000年（平成12年）に資源循環型社会形成基本法が整備されたことで、自治体の環境マネジメントは大きな方向転換を行いつつあると言われております。

すなわち、資源循環型社会の形成を目的とした社会経済活動においては、地域の環境資源の保全と創造は、自治体の環境部局が専ら分掌するものではなく、すべての関連する事務事業の中で、できる限りの取り組みを行い、それらの取り組みが統合された形で環境保全の取り組みの成果として評価されなければならないと指摘されているのであります。

まず、先進地調査を行うに当たっては、全国都道府県の「ストップ温暖化『一村一品』大作戦」の中で、熊本県水俣市の「地域丸ごとISO一みなまた版ISOの

展開」という取り組が優れた事例として紹介されていたことから、水俣市を調査することとし、鹿児島市で開催された常任委員会研修会の翌日、平成21年5月15日、水俣市において調査を実施いたしました。この調査には環境課の職員も同行いたしました。

まず、水俣市役所を訪問する前に、水俣市立水俣資料館を見学しました。この資料館は、水俣病を風化させないために、公害の原点といわれる水俣病の貴重な資料を収集保存し、後世に水俣病の教訓と経験を伝える目的で開館された施設です。

館内の展示資料は、水俣市民の多大なる苦難とそれに一貫して立ち向かって来られた気概がひしひしと伝わるものばかりでした。こうした歴史があったからこそ、全国有数の先駆的な実践がなされてきたのだと驚嘆した次第であります。その後、市役所に伺いました。市役所では、担当の元村仁美氏が迎え、対応してくださいました。全国から多く視察研修を受け入れているとのことで、比較的若い女性職員でしたが、スライドを使われ、手際よく説明されるとともに、質疑にも的確に答えてくださいました。

それでは、ここで水俣市における取り組みの概要について申し上げます。水俣市は平成4年「環境モデル都市づくり宣言」を行い、平成5年に環境基本条例を制定するとともに、平成8年に環境基本計画を策定して、平成11年2月には水俣市役所がISO14001を認証取得し、運用していました。

なお、その取得費用は当時で約400万円を要し、その後も毎年100万円弱の費用を要しているとのことありました。特筆すべきことは、自己宣言方式による水俣市独自の認証制度を採用して、家庭版、学校版、お店版、旅館版といった地域版ISOを次々に創設し、地域全体で環境保全に向けて実践活動を展開していることです。このほかにもごみの23種類にも及ぶ分別収集をはじめ、ごみ減量女性連絡会議の結成、有機資源生ごみの循環システムづくり、エコショップの認定、環境マイスター制度の発足と認定、地区環境協定の締結支援、グリーンツーリズムの推進、ビオトープ創造事業の推進、水俣エコタウンプランの推進、みなまた環境テクノセンターの設立、グリーン購入の推進、環境学習拠点の整備と環境教育旅行の誘致、水俣地域資源マップ及び水のゆくえ「水の経路図」の作成など、実に多彩な取り組みが市民レベルで展開されていました。

水俣地域資源マップの作成は、平成3年に住民の自治組織として「寄ろ会みなまた」が市内26地区に設置されたときから活動の一環として行われているものです。ないものねだりばかりではなく、地域にあるものを探し出して、地域に残された自然や遺跡、産物などを再認識し、自分の住んでる場所に誇りと自信を持っても

らおうとするものであります。

また、水のゆくえ「水の経路図」の作成には、命の基盤となる海・山・川を守ることを目的に、森から始まる水をきれいにして、海や川に戻すことによって水の巡りを良くしていこうという願いが込められています。

また忘れられない出来事としては、水俣病問題で生じた市民間、企業、行政の相互不信や地域経済等の疲弊による市民の活力低下を払い、相互信頼の回復、活気と自信に満ちた市民生活を蘇らせた原点の1つとなったのが1993年（平成5年）から毎年実施している水俣病犠牲者慰靈式の第3回目の式典で、ほとんどの関係者が参加していた席で、市長が反省の意を表明したことだと言われております。

さらに、水俣病の教訓と環境の大切さを訴えるとともに、水俣湾に眠るすべての生命に祈りをささげるために、「火のまつり」という祭りを毎年秋に開催しております。

このような様々な取り組みが行われていることに驚きを感じつつ、質疑を行いました。

I S O導入の意義については、I S Oの理念に基づいて地域で生活するすべての市民に、環境配慮型のライフスタイルを確立してもらうことに真の目的があるとのことでした。

また、ここに至るまでの取り組みの段階で苦労されたことや工夫されたことは何だったでしょうかと質問したところ、地域に足を運び、何回でも理解し合えるまで語り合ってきたことではないでしょうかとの答えがありました。

それから、市役所での調査を終えたあと、エコパーク水俣バラ園を見学しました。ここは、水俣湾の水銀を含んだヘドロを取り除き、親水護岸の内側に封じ込め埋め立てた公園で、14年間の歳月と485億円の費用をかけて58ヘクタールのエコパーク水俣として、1990年（平成2年）に完成した施設です。

その後、委員会において、水俣においてこれだけの各種の先駆的な取り組みができたのも、水俣病の苦難、相互不信を乗り越えてきた大きな歴史があったからこそだと痛感しながら、委員同士意見交換を行ったことでした。

その後、与論に帰って来てからも、行政当局を交えて今後の取り組みについて協議をしましたが、本委員会としての方向づけがなかなかできずにいたところであります。

そこで、去る6月16日には、平成13年10月に、当時の企画課が水俣市を視察調査してありましたので、双方の資料をもとに意見交換を行いました。行政側としては、既に策定してある環境基本計画、新エネルギー導入のマスタープラン、省エネルギーマスタープランを実践すれば、環境保全等への効果は期待できると判断

し、費用対効果の問題もあることから、認証取得を断念したとこのことであります。

第4次総合振興計画の策定時は、自治体又は島ぐるみで認証を取得することは、大きなデモンストレーション、宣伝効果があると期待していたわけですが、近年、自治体の取得は大きなうねりとはなっておりません。

しかしながら、ISO14001を自治体が導入する根拠としては、1. PDC Aサイクル、つまりプラン（計画）、ドウ（実施及び運用）、シー（チェック点検及び是正処理）、アクション（経営トップによる見直し）を導入することによって、事務事業執行の効率化の追求や透明性の確立に寄与すること、2. 執行組織の水平化や組織横断的な事業計画及び成果の統合評価を可能とすること。3. ISO理念に基づいて住民が環境配慮型のライフスタイルを確立することなどが挙げられます。

最後に、今回の所管事務調査を通じて、本委員会としては、1. ISO14001のシステムを参考にして、第5次総合振興計画に反映させること、2. 水俣市が行っているような自己宣言方式による環境マネジメントシステムの与論版の検討や各施策を十分検証して、第5次総合振興計画の参考にすること、を意見としてまとめたところであります。

以上で、調査の経過と結果を申し上げ、報告といたします。

○議長（町田末吉君） 総務厚生常任委員長の報告は終わりました。御苦勞様でした。

次に、文教経済常任委員長の報告を求めます。9番。

○文教経済常任委員長（野口靖夫君） 文教経済常任委員会の所管事務調査の経過と結果を御報告申し上げます。

平成21年5月12日、島根県隠岐郡海士町において、地域特産品開発の実態について、調査を実施いたしました。

ここで、海士町の地域戦略と地理的な条件について、その概要を申し上げます。なぜ海士町なのかということですが、海士町は、合併はせず単独で町制を貫き、徹底した行政改革と定住人口の増加を図るための積極的な産業創出により、将来への活路を切り開き、「我々の進んでいる方向に間違はない」と自信を持って町政の舵をとる首長のもと、明確な再生プランを掲げ、生き残りに向けて町を挙げて取り組んでおりました。特に危機感をバネにして、離島自治体の先頭を切って先駆的な挑戦をし続けている町であります。

公共事業と地方交付税が大きく削減され、産業構造の再編を余儀なくされている今、地方自治の真価、ひいては離島の存在価値そのものが問われております。その答えを、実績を持って示そうとしている先駆けの1つがこの町であり、その地域哲

学と手法、住民との協働による未踏の未来史づくりは、これから地域振興における1つのモデルとなり得るよう思えてなりません。この町の地域戦略こそが山内町長自らが掲げる「島の未来は自ら築く、最後尾から最先端へ、小さな島への自立への挑戦」というスローガンのもと、財政再建団体への転落目前という危機を乗り越え、合併をせず単独町制を貫くという決断をしたところであります。

「総合サービス会社の社長」を自任する町長の強力なリーダーシップのもと、自らの骨身を削る究極の行財政改革を断行しながらも、一方では積極的な定住政策と先駆的な産業創出を果敢に推し進めていることがうかがえます。

地理的な条件だけを申し上げますと、本町と比較しても条件不利地域と申し上げても過言ではないでしょう。海士町は島根半島の沖、日本海に浮かぶ4つの有人島の1つ、島前（とうぜん）の中の島にある人口2,500人ほどの半農半漁の町であり、奈良時代から遠流の島として知られ、後鳥羽上皇が御配流になって島でお亡くなりになったという歴史があります。面積33.51平方キロメートル、人口密度は77%であるが、これまで海士町では国の地域振興の手法に合わせる形で、遅れていた基盤整備を積極的に推し進め、いわば公共事業で生かされてきた島であったということであります。

しかし、公共事業にも限界が見えてきた平成11年には借金が102億円にも達し、数年後には赤字団体への転落することも考えられていました。この深刻な財政危機を乗り越えるため、その年、「行財政改革、やるぞ計画」を立て、昇級の1年先延ばし、給与の一部を積み立てながら、早期退職を勧めるなどの施策を推進した結果、平成14年には約2億円の削減実績を上げ、起債発行の制限を回避することができたとのことです。

しかし、同時期に町村大合併の話が上がり、島前の3町村で任意合併協議会を設け、検討を加えたものの、海を隔てた島同士の合併というのはメリットが少ないとということで、結局、合併協議会は解散し、それぞれが単独町制を貫くという苦渋の選択をせざるを得なくなつたということであり、まさしく本町と似ているところがあります。

借金の返済がのしかかる平成16年から平成18年がこの島の存続をかける勝負の年と位置づけ、行政がトップに立ち、「守り」の戦略として限りない行財政改革を断行しながらも、一方では「攻め」の産業創出に取り組むという「自立促進プラン」をつくり、今まで進めてきたとのことです。

「攻め」の戦略とは、先駆的な産業興しがことであるが、公共事業に頼れない今、産業興しといつても、外から島へ企業を誘致してくるのは容易ではありません。当然、「地場産のものにどれだけの価値を見出させるか」にかかっているわけ

であります。

つまり、主に海に囲まれたこの島の場合、農林漁業を再生させるより手立てがなかつたとのことであります。いろいろな産業を立ち上げて並行して走らせる。一点集中ではなく、小さなものからトータルで大きく積み上げていくという方式であります。

海士町の産業のキーワードは「海」・「潮風」・「塩」であり、このキーワードで島の資源を活用し、異なるもの同士をつなげながら、島を丸ごとブランド化しようとする計画であります。その第1弾が、「さざえカレー」です。町の職員が農協婦人と一緒に研究を始め、平成11年にレトルトパックの「島じや常識さざえカレー」として商品化したことあります。今では年間3～4万個出るヒット商品になっております。島ではありふれている商品価値のあることすらわからないようなものでも、外から見れば驚きとともに、新鮮な魅力として映るもので、そのいい見本がこのカレーであります。

第2弾は、「イワガキ」です。隣の西ノ島で養殖が成功したことを受け、平成12年に種苗の生産から育成、販売までの一貫生産を目指し、U Iターンの方々と地元の漁師が協力して、生産者組合を組織、平成14年には「海士のイワガキ春香」という名前で販売を開始し、市場での評価も高く、築地でブランドになり、年間約4億5,000万円の売り上げるまでに成長したことあります。

続く第3弾は、「隠岐牛」です。これまで海士町では放牧を中心とした和牛の繁殖経営のみで、肥育まで一貫して手がける畜産家はほとんどいませんでした。そこへ、平成16年民間企業の農業参入を認める「潮風農業特区」認定を受け、島内の建築業者が「隠岐潮風ファーム」を興して、和牛の肥育に取り組んでいます。

平成21年3月27日に、東京中央卸売市場の食肉市場で初めての競りがあり、最初の1頭がキロ当たり3,767円という松坂牛にも劣らない高値がついたとのことです。この島は平城京や平安京へも、海の幸として貢納してきた「海部の郷」として古くから知られていたとのことであります。進物の鮮度を保っていたのは、やはり塩です。塩づくりを復活させようと住民有志で取り組んでいたのがきっかけとなって、平成16年度に製塩施設「海士御塩司所」を町で建て、第三セクターに運営を委託して、天然塩「海士塩」の製造を始めております。さらに、この塩を使った加工品をつくり出そうと考え、島の南端、崎集落の休耕地に100本以上の梅の木を植え、料理研究家の中村成子さんの指導を受けながら、島産の実を使った梅干づくりや真イカを使った塩辛づくりを進めているとのことです。

また平成17年には約4億円を投入し、C A Sという新技術で島で獲れたイカや魚を細胞を崩さずに凍結することができる画期的な設備を取り入れています。それ

までは、この島に揚がった魚介類はフェリーの関係でどうしても市場に出るのが1日遅れになってしまい、値も安くなってしまうのが常がありました。ところが、この施設のお陰で凍らせた白イカなどは解凍しても透明感が再現され、生の歯ごたえが味わえることとなりました。まさに旬と鮮度を保ったまま、東京などの大消費地へ出荷できるようになり、何よりも出荷調整ができるようになったとのことです。東京では130店舗ほどを持った外食産業と大口契約を結び、著名な大手コンビニエンスストアとの取引も進んでいるとのことであります。

「産業興しの原点は、『地産地消』。離島のハンディをアドバンテージに変え、東京市場で勝負してブランドを確立し、外貨を稼ぐ」。このことこそがまさしく本町に求められている基本理念かと思われます。問題は流通と販路でありますので、イワガキにしても、和牛にしても「なぜわざわざ東京なのか」と質問しますと、やはり東京出荷がブランドになるということ、また東京へ牛を出している離島はほかにはないということありました。

以上の点から、お金を稼ぐために全国展開を目指すなら、最も競争が激しく、評価も厳しい東京市場で認められなければならないという確信があると感じました。生産性を上げ、外貨を獲得する。そのためには人づくりが必要であるという山内町長の信念には搖るぎないものがあります。「必要なのは、島の未来を支える人づくり。常に答えを現場に求め、経験とノウハウを積み重ね、熱意で島外との信頼関係を構築せよ」とのスローガンのもと、役場職員が中心となって、真の豊かさとは何か、海士町の魅力とは何かを見つめ直し、ものづくりなどを通して、真の「人間力」を養おうとして始めたとのことでした。

最初はうまくいきませんでしたが、今では職員が自前でプランニングするようになり、農業特区として畜産業に参入したいという生産者の熱意を受けて、町の職員が構想立案したことあります。

外のコンサルタントにまちづくり計画をつくってもらっても、結局「だれが実践するか」という問題に必ず突き当たり、他人任せでは自分たちの経験やノウハウとして残らず、終結してしまうのであります。

一連の調査を通じ、海士町は外海離島で本町よりも立地条件が悪い場所にありながら、常に将来を見据えつつしたたかな戦略で確かな方向性と秘めた可能性がうかがえる町がありました。

また、町の経営は他力本願ではなく、自分たちの島は自分たちで守るという自治の原点に立ち返って、骨身を削りながらでも持てる知恵と力を振り絞り、頑張るだけ頑張れるんだという職員と町長の姿勢がひしひしと感じられる町でありました。

最後に、「『自立、挑戦、交流～そして確かな明日へ』強い逆風の中だからといって立ち止まつてはいられない。たゆまぬ努力と情熱でふるさとの未来を創り、理想の社会にして次世代に手渡すのだ」という山内町長の政治理念には大変感銘をしました。本町においても、地域の様々な資源を改めて見直し、新たな研究、検討を重ねて、自立に向けた取り組みを一層強化、展開していかなければならぬと痛感した次第であります。

以上で、調査の経過と結果についての御報告を終わります。

○議長（町田末吉君） 文教経済常任委員長の報告を終わります。御苦労様でした。これで、所管事務調査の報告を終わります。

-----○-----

日程第2 陳情第11号 法務局出張所統廃合に関する陳情書

○議長（町田末吉君） 日程第2、陳情第11号「法務局出張所統廃合に関する陳情書について」を議題とします。

総務厚生常任委員長の報告を求めます。10番。

○総務厚生常任委員長（麓 才良君） ただいま議題となり、本委員会に付託されました陳情第11号「法務局出張所統廃合に関する陳情書について」、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会は、6月15日の午後4時から第1委員会室において、5人の委員出席のもと、開催し審査いたしました。

本陳情は、徳之島、沖永良部島、与論島にある出張所の統廃合に反対するものであります。本町議会も鹿児島地方法務局にその存続要請をしたことから、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（町田末吉君） 総務厚生常任委員長の報告を終わります。

総務厚生常任委員長に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 質疑なしと認めます。

これから、陳情第11号「法務局出張所統廃合に関する陳情書について」、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第11号「法務局出張所統廃合に関する陳情書について」を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第11号「法務局出張所統廃合に関する陳情書について」は、採択することに決定しました。

-----○-----

日程第3 陳情第 8号 有元牛舎線（仮称）改良舗装整備について

日程第4 陳情第 9号 徳ノ上線（仮称）改良舗装整備について

日程第5 陳情第10号 出ン池線（仮称）改良舗装整備について

日程第6 陳情第12号 供利新真屋線（仮称）改良舗装整備について

○議長（町田末吉君） 日程第3、陳情第8「有元牛舎線（仮称）改良舗装整備について」から、日程第6、陳情第12号「供利新真屋線（仮称）改良舗装について」までの4件を一括して議題とします。

文教経済常任委員長の報告を求めます。9番。

○文教経済常任委員長（野口靖夫君） ただいま議題となり、本員会に付託されました陳情第9号「徳ノ上線（仮称）改良舗装整備について」、陳情第10号「出ン池線（仮称）改良舗装整備について」、陳情第12号「供利新真屋線（仮称）改良舗装整備について」、及び継続審査中であります陳情第8号「有元牛舎線（仮称）改良舗装整備について」、審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会は、6月15日、全委員出席のもと開催し、執行部から産業振興課長及び建設課長に参与を求め、現地調査を行いながら審査をいたしました。

陳情第9号から申し上げます。本陳情は、農家が密集していること、災害対策上問題があること、降雨時には日常生活に支障を来していることから、最優先して整備する必要があるとのことで、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第10号について申し上げます。本陳情は、利用度の高い生活道路であること、災害対策上整備が急がれること、地権者の同意が得られていること、継続審査中であります陳情第8号と同時に、改良舗装整備をする必要があるとのことで、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第12号について申し上げます。本陳情は、利用度が非常に高い割には中途半端で改良舗装整備がなされていること、通学道路としても地域の人々から必要とされていることから、採決の結果、陳情の趣旨に賛同するとのことで、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（町田末吉君） 文教経済常任委員長の報告を終わりました。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 質疑なしと認めます。

これから、陳情第8号「有元牛舎線（仮称）改良舗装整備について」、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第8号「有元牛舎線（仮称）改良舗装整備について」を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第8号「有元牛舎線（仮称）改良舗装整備について」は、採択することに決定しました。

次に、陳情第9号「徳ノ上線（仮称）改良舗装整備について」、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第9号「徳ノ上線（仮称）改良舗装整備について」を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第9号「徳ノ上線（仮称）改良舗装整備について」は、採択することに決定しました。

次に、陳情第10号「出ノ池線（仮称）改良舗装整備について」、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第10号「出ン池線（仮称）改良舗装整備について」を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第10号「出ン池線（仮称）改良舗装整備について」は、採択することに決定しました。

次に、陳情第12号「供利新真屋線（仮称）改良舗装整備について」、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第12号「供利新真屋線（仮称）改良舗装整備について」を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第12号「供利新真屋線（仮称）改良舗装整備について」は、採択することに決定しました。

-----○-----

日程第7 発議第6号 鹿児島地方法務局出張所の存続を求める意見書の提出について

○議長（町田末吉君） 日程第7、発議第6号「鹿児島地方法務局出張所の存続を求める意見書の提出について」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。10番。

○10番（麓 才良君） 発議第6号。

提出者、与論町議会議員、麓才良、賛成者、与論町議会議員、野口靖夫、賛成者、与論町議会議員、喜村政吉、賛成者、与論町議会議員、福地元一郎。

鹿児島地方法務局出張所の存続を求める意見書を、別紙のとおり、与論町議会会

議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をいたします。提案理由を申し上げます。

法務省においては、「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」等に基づき、徳之島、沖永良部島、与論島の各出張所を、奄美支局へ統合する計画が進められております。海を隔てた法務局出張所の統合が進むと、住民の利便性の低下と経済的な負担の増大は避けられません。よって、法務局出張所の存続を要請するため、関係行政庁に意見書を提出しようとするものであります。

鹿児島地方法務局出張所の存続を求める意見書。

現在、法務省においては、「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」等に基づき、法務局及び法務局の支局・出張所については、民事行政審議会から答申された登記所適正配置基準に則って、年次的に整理統合を進めています。

平成21年3月には、喜界島の出張所が奄美支局へ統合され、さらに徳之島、沖永良部島、与論島の各出張所も奄美支局へ統合する計画が進められています。他の島々と違って、県下最南端の与論島の場合は、各般にわたる行政事務の手続き等が沖永良部島、徳之島、奄美大島と広域にまたがっているために、住民の利便性や経済的な負担の面で様々な課題を抱えております。この上に、海を隔てた法務局出張所の統合が進むと、住民の利便性は一層低下するとともに、経済的な負担も増大することは避けられません。

よって、現在の登記行政サービスの水準を維持し、地域住民の利便性を確保するため、法務局出張所の存続を強く要請します。

あわせて、登記所適正配置基準の設定やその適用に当たっては、各地区・離島の条件不利な実情に十分配慮されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年6月21日。鹿児島県与論町議會議長、町田末吉。

内閣総理大臣、菅直人殿。法務大臣、千葉景子殿。

以上です。

○議長（町田末吉君） 趣旨説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第6号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、発議第6号「鹿児島地方法務局出張所の存続を求める意見書の提出について」を採決します。

お諮りします。本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号「鹿児島地方法務局出張所の存続を求める意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 委員会の閉会中の継続審査・調査について

○議長（町田末吉君） 日程第8、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

総務厚生、文教経済、議会運営、議会議員定数等調査特別委員会の各委員長から、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（町田末吉君） これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成22年第2回与論町議会定例会を閉会します。御苦労様でした。

-----○-----

閉会 午前10時02分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 町田末吉

与論町議会議員 林 隆寿

与論町議会議員 坂元克英